

局名 港湾局 テーマ 東京港における風水害対策について

【選定理由】

都では、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」(注1)を策定し、災害に対する東京の強靱化に向けて、各局で実施している災害対策をレビューする必要があるとしていること、また、令和5年1月に公表した「『未来の東京』戦略 version up 2023」(注2)において、2030年に向けた政策目標として、気候変動に伴う海面上昇に対応した防潮堤の整備を掲げていることから、都民の命と暮らしを守るための対策の必要性や重要性は高い。

局は、風水害から都民の命と暮らしを守るため、伊勢湾台風級の台風による高潮に対応できる防潮堤等の整備や、水門設備などの海岸保全施設が常に機能するよう高潮対策センターによる維持管理を行うとともに、水位や海面の状況、高潮リスク等の都民への情報提供を行っている。

これらの状況を踏まえ、東京港における風水害対策について、主に防潮堤の整備・水門等の維持管理や、風水害対策に関する情報提供の取組等について、監査を行った。

(注1) 令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」が公表されている。

(注2) 令和6年1月に「『未来の東京』戦略 version up 2024」が公表されている。

【着眼点】

- ① 海岸保全施設の機能強化が適切かつ迅速に行われているか
- ② 海岸保全施設の運用が適切に行われているか
- ③ デジタル技術の活用による都民への情報提供が効果的に行われているか

【結果の概要】

東京港は、都市の産業活動や都民の生活に必要な物資の流通を担う都市型総合港湾であり、臨海部には、物流・産業・生活機能が集積しており、国際海上コンテナ輸送網の拠点である国際戦略港湾として、災害時においても物流機能を維持できる強靱な港の構築に向けた取組が求められている。

監査を行った結果、局は、伊勢湾台風級の台風による高潮や、首都直下地震など想定される最大級の地震が発生した場合においても、東京港の臨海部を浸水被害から守るため、東京港海岸保全施設整備計画(平成24年12月、令和5年3月)に基づき、防潮堤、内部護岸、水門等の海岸保全施設の整備を実施しており、今後、気候変動による影響を考慮した防潮堤のかさ上げ等にも取り組んでいくとしている。

防潮堤については、平成23年度から令和5年度にかけて、整備率が83.5%から96.2%へ、耐震化率は81.9%から94.9%まで進捗している。

局は、防潮堤の未整備箇所における主な課題として、既存の橋りょうにより防潮堤のかさ上げ等の整備が進まない箇所があることを認識しており、国道、首都高等の橋りょうと交差する箇所では、複数の管理者との調整を行いつつ、測量や設計など、整備に向けた準備を進めている。

局名 港湾局 テーマ 東京港における風水害対策について

【結果の概要】

さらに、海面上昇により2030年代までに防潮堤のかさ上げを要する区間約24kmのうち、約6kmについて、測量及び設計に着手している。

(表1) 防潮堤の整備状況及び耐震化状況

	海岸保全 区域延長	施設整備		耐震対策	
		整備済延長	整備率	対策済延長	耐震化率
平成23年度	62.0	51.8	83.5	50.8	81.9
令和5年度	60.4	58.1	96.2	57.3	94.9

一方、内部護岸については、平成23年度から令和5年度にかけて、整備率が69.3%から82.9%へ、耐震化率は63.8%から74.1%まで進捗している。

内部護岸の整備及び耐震化に当たっては、築造当時の未耐震の護岸を利用する多くの事業者との調整の一環として、局は、予備設計段階から事業者と協同して整備案の策定に取り組み始めている。引き続き、事業者との調整等を速やかに進め、未着手延長については、早期の事業着手が求められる。

(表2) 内部護岸の整備状況及び耐震化状況

	海岸保全 区域延長	施設整備		耐震対策	
		整備済延長	整備率	対策済延長	耐震化率
平成23年度	47.2	32.7	69.3	30.1	63.8
令和5年度	47.9	39.7	82.9	35.5	74.1

また、局は、運河などにより防潮堤を整備できない箇所15か所に水門を設けているが、その運用に当たり、都内2か所に高潮対策センターを設置し、いずれのセンターからも全水門の操作ができるよう、設備を二重化し、常時、緊急時に対応する体制を整備していること、高潮発生時に的確に水門操作ができるよう、AIを活用した水位予測を行っていることを確認した。

今後、AIを使った水位予測システムにおいては、過去の台風等の気象データの蓄積が潮位の子測精度の向上に欠かせない。局は、引き続き気象データの蓄積を行うとともに、今後追加される機能との連携を図って、水門等の操作支援に係る更なる潮位の子測精度の向上を図ることが求められる。

さらに、局は、高潮に関する防災情報の発信に取り組みに当たり、潮位や水門の開閉状況、海面のカメラ映像等の情報をインターネット上で即時に提供する高潮防災総合情報システムを整備し、海面ライブカメラの公開数を拡大させ、提供する情報を充実させるとともに、区のホームページとのリンクや東京都防災アプリとの連携を図るなど、情報発信を強化していること、また、高潮浸水想定区域図上の浸水区域を地図や住所から簡単に検索できるサービスを提供するなど、東京港の臨海部に位置する区や都民に対する情報提供に取り組んでいることを確認した。

局名	港湾局	テーマ	東京港における風水害対策について
<p>【結果の概要】</p> <p>局は、気候変動による影響を考慮した海岸保全対策として、今後も、着実に耐震化を含めた防潮堤等の整備を進めていくとともに、AIなど先端技術を活用した海岸保全施設の運用に取り組み、都民の防災行動につながる真に実効性のある情報発信となるよう、取組を強化していく必要があるものと考えられる。</p>			

局名	東京消防庁	テーマ	消防活動及び大規模災害活動をサポートする整備工場の取組について
----	-------	-----	---------------------------------

【選定理由】

庁が保有する消防車両等は、令和5年4月1日現在、2,013台（ポンプ車673台、救急車376台、はしご車88台、その他881台）であり、令和4年は、火災出場件数7,283件（1件当たり平均約9台出場）、救助活動出場件数27,158件（1件当たり平均約3台出場）、救急活動出場件数872,075件となっている。

整備工場では、これらの活動をサポートするため、

- ① 消防部隊が使用する車両、器具等を常に最良の状態に保つための点検整備
- ② 消防職員の点検整備に係る技術向上講習や、消防学校における専門技術の実技指導、消防署等からの相談対応などの技術指導
- ③ 災害現場等において消防車両等にトラブルが発生した場合の現場での緊急整備
- ④ 大規模災害現場等における整備活動を実施している。

こうした消防活動に対するサポートや、大規模災害現場等での整備活動等について、消防活動に精通した職員で対応していることから、点検整備等の事業が効率的・効果的に推進されているか検証する必要がある。

【着眼点】

- ① 点検整備に係る調達や業務委託は、適切に行われているか
- ② 技術指導に係る対応は、適時適切に行われているか
- ③ 災害現場や大規模災害現場等における整備活動等の備えは、適切に行われているか

【結果の概要】

整備工場は、第一工場（大型自動車整備場、板金整備場、車検場、塗装場）、第二工場（普通・小型自動車整備場、ポンプ試験場、ポンプ整備室）から成り、工場長以下、資材係、工務係、整備係、特殊整備係で組織され、計106名体制で事業を実施している。令和5年の実績は、計画整備として、車両整備（車検、法定点検）2,143件、器具整備8,576件、計画整備以外では、故障整備等8,111件、緊急整備86件、相談受付テレホンサービス対応整備1,961件となっている。

監査を行った結果、消防車両等の点検整備については、整備工場での実施を基本とし、必要な部品の調達を行っており、性能保証等の安全性や業務の効率性等の観点から、必要に応じて委託による対応も行っていることを確認した。

技術指導については、365日24時間体制での相談受付テレホンサービスのほか、点検整備に係る動画教材の提供、整備不良事案の周知・類似事案の防止に係る情報発信、各種研修、様々な機会を捉えた整備部装備課との連携した取組などを効果的に推進することで、人材育成を通じた消防車両や資機材の整備に関するサポート体制の全庁的な充実強化に取り組んでいることを確認した。

局名	東京消防庁
テーマ	消防活動及び大規模災害活動をサポートする整備工場の取組について

【結果の概要】
 また、整備工作車の計画的な更新や増強の取組のほか、大規模災害現場等における継続的な消防活動支援を円滑に行うための体制整備や、災害時及び大雪時における臨時整備拠点の開設、新たな車両安全運転支援装置に対応する整備体制の強化など、激甚化、複合化する災害に対する消防活動のサポートを行っていることを確認した。

局名	交通局
テーマ	地下鉄駅の防災設備の維持管理について

【選定理由】
 近年、各地で自然災害が頻発していることにより、都民から防災への取組が注目されている。都においては、「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定し、各局で実施している対策をレベルアップする必要があり、交通局の地下鉄事業においては、同プロジェクトで激甚化する風水害に対応するため、地下鉄の浸水対策を強化し、出入口の止水板などの設置を更に推進することとしている。一方、同事業については、過去の定例監査において、地下鉄駅に設置されている火災対策設備等の防災設備の修繕が遅やかに行われていない事例を指摘している。
 不特定多数の乗客等が利用する地下鉄駅において、これらの防災設備に異常が起きれば災害発生時に重大な事故につながる恐れがあることから、地下鉄駅の防災設備について、点検が適切に行われ、修繕等の対応が遅やかに行われているかについて確認する必要がある。
 このため、下記の着眼点に基づき、地下鉄駅の防災設備の維持管理について監査を行った。
 地下鉄の駅数：106 駅（浅草線 20 駅、三田線 27 駅、新宿線 21 駅、大江戸線 38 駅）
 地下鉄駅の主な防災設備
 ○消火設備（スプリンクラー設備、屋内消火栓設備等） ○警報設備（自動火災報知設備等）
 ○通報設備（通信設備、放送設備等） ○避難設備（誘導灯、誘導標識等）
 ○排煙設備 ○防火戸、防火シャッター等 ○非常電源設備
 ○浸水防止設備（止水板、防水扉、浸水防止機等）

【着眼点】

- ① 防災設備の整備計画は適切に作成されているか
- ② 防災設備の点検や修繕等の対応が適切に行われているか
- ③ 防災設備の保守・点検委託の契約事務は適切に行われているか

【結果の概要】
 監査を行った結果、局は、地下鉄駅の防災設備について、消防法をはじめとした関係法令の設置基準に基づいて整備し、維持管理の中で既存の設備の更新等を行っている。一方、浸水対策については、令和5年2月に「東京都交通局浸水対策施設整備計画」を策定し、近年の集中豪雨等の異常気象に伴う浸水想定の大穴に対応するための浸水対策設備について、都市型水害（注1）については2030年代半ばの対策完了、大規模水害（注2）については2040年代半ばの対策完了を目指して整備を進めることとしている。その際、大規模な整備箇所については事前調査や他路線との調整を進めつつ、小規模な対策（駅出入口への流入を防ぐ止水板の設置等）で効果が発揮される箇所を先行して整備することで浸水被害の軽減を図っていくとしている。また、大深度かつ浸水範囲内に他路線との接続の多い駅がある大江戸線を先行して整備するなど、乗降者が多く、被災した際の影響が大きくなる恐れがある箇所を優先することにより地下鉄全体への浸水被害の軽減を図るスケジュールとしており、対策による効果が発揮されるよう留意して計画が作成されていることを確認した。さらに、近年の集中豪雨等の異常気象に伴い

局名	交通局	テーマ	地下鉄駅の防災設備の維持管理について
----	-----	-----	--------------------

【結果の概要】

交通局危機管理対策計画（風水害編）を改定するなど、発災時の対応方法をより明確化するとともに、防災設備の取扱訓練や利用者の避難誘導訓練等を定期的に変更するなど職員の災害対応力の向上も図っていることを確認した。

これらの地下鉄駅の防災設備について、各種点検基準や委託契約の仕様書等に基づいた点検が適切に行われていることを確認したほか、点検報告書で修繕を要すると報告された箇所の修繕状況について、進捗管理表や処理伝票等を確認し、機能上の問題のある箇所を最優先にしながら、速やかに修繕を進めている状況を確認した。また、過去の定期監査において指摘した火災対策設備等の防災設備についても、防災設備担当者会議の設置等により、点検結果に対応する事業所と大規模な工事に対応する本庁との間で連携した進捗管理が行われており、合理的な理由なく修繕が遅れている案件はなかった。

保守・点検委託の契約事務は適切に行われているかについては、積算内訳書、見積経過調書、点検結果報告書等の提出書類、支払関係書類等により、契約事務手続を確認したが、指摘すべき事項はなかった。

しかしながら、指摘事項のとおり、消防用設備等点検結果報告書の作成及び関係する各駅との点検結果の共有において、一部適正でない点が認められたため、改善を求めた。

(注1) 河川や下水道に大量の水が一気に流れ込むことから生じる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなどによる水害

(注2) 広域的に人的・物的被害等が発生させる洪水氾濫や高潮浸水

局名	水道局	テーマ	浄水場におけるコンクリート構造物の予防保全型管理について
----	-----	-----	------------------------------

【選定理由】

浄水場は、河川や貯水池から取水した原水を浄水処理し、各給水所へ送水する重要な施設だが、高度経済成長期に集中的に整備され、築年数が経過している。そのため局は、コンクリート構造物の予防保全型管理に取り組み、施設の長寿命化を図ることを計画している。

局が策定した「東京水道経営プラン2021」では、コンクリート構造物の予防保全型管理に取り組むため、原則令和4年度までに浄水場の初期点検を実施し、初期点検の結果を踏まえ、令和5年度から順次補修を行う予定としている。

そこで、初期点検が計画に沿って適切に実施されているか、点検結果を踏まえた修繕計画等が検討されているかなどについて確認する必要があることから、監査を行った。

また併せて、浄水場における機械設備等についても、点検が各種規程等に基づき適切に行われ、必要な機能や安全性が確保されているか、監査を行った。

【着眼点】

① 「東京水道経営プラン2021」で計画しているコンクリート構造物の初期点検は、計画に沿って適切に実施されているか

② 機械設備等の点検は、各種規程等に基づき適切に行われているか

③ コンクリート構造物の点検結果を踏まえて、修繕実施に向けた検討等が実施されているか

④ 各種点検や修繕が適切に行われ、必要な機能や安全性が確保されているか

【結果の概要】

監査を行った結果、局は、初期点検の対象となる、浄水場におけるコンクリート構造物1,274施設のうち、一部施設を除く1,172施設については、令和4年度までに点検を完了しており、計画どおりに進捗していることを確認した。また、令和5年度末時点では1,216施設の点検を完了していることを確認した。

コンクリート構造物の補修に向けては、令和5年3月に「水道施設補修要領」を策定し、施設補修の要否に関する判断基準や、施設補修が必要となった場合の内容、工法等について整理を行うとともに、金町浄水場（2施設）、三郷浄水場（1施設）の合計3施設において、補修実施に向けた詳細調査を実施していることを確認した。

機械設備等については、各種指針等に基づいて点検等が行われており、異常が認められた場合には、補修等の対応が行われていることを確認した。

局名	下水道局	テーマ	下水道事業における震災対策について
【選定理由】	<p>局は、下水道管の耐震化等を行うとともに、水再生センターやポンプ所の施設の耐震化、非常用発電設備の整備等下水道施設の震災対策を推進している。また、ハード対策とともに、住民への情報発信の充実等にも取り組んでいる。さらに、局が策定した「経営計画2021」では、従来の震災対策に加え、災害拠点連携病院や一時滞在施設を対象に追加し、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を実施するなど、対策施設を拡大させている。</p> <p>令和5年は関東大震災から100年の節目にあつたこと、各地で自然災害が頻発していることから、住民からも防災への取組が注目されている。都においても、令和4年12月に「TOKYO強韧化プロジェクト」を策定して、災害に対する東京の強韧化に向けて、各局で実施している震災対策をレベルアップする必要があるとしている。また、震災時にも安心してトイレを使用できる機能を確保することは、避難所や災害復旧拠点が正常に機能するために必須であり、被災地域の衛生環境悪化を防止し、避難民を健康被害から守るためにも重要である。</p> <p>これらのことから、下水道管の耐震化、マンホールの浮上抑制対策の整備等を計画どおりに実施しているか、また、災害に備えた住民への情報発信や発生時の応急復旧体制の整備が適切に行われているかな等を検証する必要がある。</p>		
【着眼点】	<ol style="list-style-type: none"> ① 震災対策対象箇所が適切に選定されているか ② 事業は計画どおりに実施されているか ③ 住民への情報発信は適切に行われているか ④ 応急復旧体制を適切に整備しているか 		
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、局は、震災対策対象施設としている避難所、一時滞在施設等の現況を把握し、下水道管の耐震化、マンホールの浮上抑制対策の整備計画に反映させていた。下水道管の耐震化等の事業実施状況については、下水道管の耐震化事業は目標1,200カ所に対し685カ所となっていること、計画対象の下水道管耐震化工事等の8割程度は実施設計に着手済みであること、水再生センター等の震災対策工事も1施設を除き工事又は実施設計に着手済みであることから、計画最終年である令和7年度末の実施目標の達成に向け着実に取り組んでいることを確認した。</p> <p>また、防災フェアや区主催の防災訓練等の機会に局の震災対策事業の情報発信を行うとともに、震災発生後の排水設備点検方法や相談窓口を掲載したパンフレットの区役所等への配布や局ホームページへの掲載等の情報発信を行っていること、震災発生時に下水道管や水再生センター等の下水道機能の被災状況確認及び補修作業を行うため、協力団体や政策連携団体と災害対策協定を締結していること、平時にも訓練を実施していること等、応急復旧体制を整備していることを確認した。</p>		

局名	教育庁	テーマ	都立学校における危機管理対策について
【選定理由】	<p>先般の令和6年能登半島地震をはじめ、各地で自然災害が頻発している。自然災害における児童生徒の安全は重要な課題であり、都立学校は、大規模災害等に備え、生徒の生命及び身体の安全確保に万全を期す必要がある。</p> <p>また、多くの都立学校が、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、大規模災害の発生時に、鉄道等の復旧の見通しが立たない場合の帰宅困難者対策として一時滞在施設（注1）及び災害時帰宅支援ステーション（注2）に指定されている。</p> <p>さらに、区市町村が運営する指定避難所（注3）等として指定を受けている都立学校もあり、災害時における都立学校の防災拠点としての役割は大きい。</p> <p>そのため、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル（平成25年3月改訂東京都教育委員会。以下「マニュアル」という。）」を作成し、各学校はマニュアルに基づき、地域の実情や学校の特徴を踏まえ、大震災時に備えた自校の「学校危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）」を作成し、災害時等の備えを行うこととしている。</p> <p>マニュアルや危機管理計画に基づき、生徒の安全を確保し、被害を最小限とするため、震災等に備えた事前準備や生徒への防災教育等が適切に行われているか、確認する必要があることから、都立学校における危機管理対策について監査を行った。</p>		
【着眼点】	<ol style="list-style-type: none"> ① 学校危機管理計画は適切に作成されているか ② 備蓄、日常点検等事前の準備は適切に行われているか ③ 生徒への防災教育及び教職員への危機管理研修は適切に実施されているか 		
【結果の概要】	<p>庁が定めたマニュアルに基づく各学校の危機管理対策について、地域防災計画において被害想定のある地区（浸水、液状化、木造家屋密集地域等）や学校種別（全日制、定時制、特別支援学校等）等を網羅するよう、重点監査対象校として（表1）の16校を抽出し、確認を行った。</p>		
【結果の概要】	<p>（注1） 大規模災害時に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を概ね3日間程度、一時的に受け入れる施設</p> <p>（注2） 災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に徒歩帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、道路情報等を提供する施設</p> <p>（注3） 災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させたための施設</p>		

局名 教育庁
テーマ 都立学校における危機管理対策について

【結果の概要】

(表1) 重点監査対象校

重点監査対象校	大島高等学校、八丈高等学校、漕江高等学校、小石川中等教育学校、水元特別支援学校、一橋高等学校、豊島高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校、本所高等学校、白鷺特別支援学校、臨海青梅特別支援学校、大塚ろう学校、府中けやきの森学園、藍飾盲学校、花押学園
---------	--

その結果、各学校は、災害等危機に対する学校の基本方針、教職員の役割や危機管理研修等の事前対策、児童・生徒の避難誘導や保護体制等災害発生時の対応等を定めた危機管理計画を作成していることを確認した。

また、各学校は、発災に備えた事前準備として、(表2)の備蓄品等の管理を備蓄一覧表により行っており、さらに、地震の際に落下等重大事故につながる天井や照明器具等学校施設の非構造部材(注1)に係る点検を行っている。

(表2) 都立学校が管理している備蓄品

用途	配布基準	配布元	備蓄品目の例
児童生徒・教職員用	全都立学校	都立学校教育部	食糧(アルファ米等)、保存水、毛布等
災害時帰宅支援ステーション	島しよを除く全都立学校	都立学校教育部	クランツカー、保存水、使い捨て簡易トイレ等
一時滞在施設	指定された学校(令和6年1月1日現在125校)	総務局総合防災部	食糧、保存水、毛布、使い捨て簡易トイレ等

指導部は、災害発生時に、生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき行動できるよう、防災デジタル教材「防災ノート」(注2)を活用した防災教育を推進している。また、生徒及び教員を対象とした「防災士(注3)養成講座」の受講を通じた地域の防災リーダーとしての人材育成を図り、地域と連携した防災訓練等を全ての全日制課程の都立高等学校等が実施するよう指導している。これを受け、各学校が、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や、他者や地域の安全を支える能力を身に付けることを目的とした防災教育を行っていることを、各学校の実施計画書や報告書等により確認した。

さらに、東京都教職員研修センター及び各学校は、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力などを高めるため、危機管理に関する研修を実施している。

東京都教職員研修センターは、初任者・中堅教諭等経験に応じた研修(受講率は平均91%)や校長・副校長等職層ごとに悉皆研修(受講率は100%)を実施しており、それらのことを研修計画や報告書等により確認した。

各学校は、指導部の指導に基づき、校長が、校内研修計画に危機管理に関する研修を定めて実施している。

局名 教育庁
テーマ 都立学校における危機管理対策について

【結果の概要】

しかしながら、引項指摘事項のとおり、各学校が作成した危機管理計画について、その内容や、備蓄品等の管理状況、各種点検結果への対応、校内研修の実施状況等について、一部適切でない状況が認められたため、改善及び検討を求めた。

(注1) 非構造部材とは、柱、梁などの構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)など、構造体と区分された部材のことであり、設備機器や家具等を含めることもある。地震等の際には構造体に被害が及ばない場合でも非構造部材には被害が生じる可能性がある。

(注2) 防災教育の一層の充実を図るため、東京都教育委員会の「防災教育ポータルサイト」のウェブサイトに令和4年6月から配信されているデジタル教材

(注3) 自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

局名 警視庁 テーマ 新たな運転者管理システムの導入について

【選定理由】

運転者管理システムは、各都道府県警察が道路交通法に基づき各都道府県公安委員会が交付する運転免許証に関する情報を蓄積及び管理し、運転免許証の即日交付、不正取得の防止及び点数制度に基づく行政処分の確実な運用を実施する汎用電子計算機を利用したシステムである。警察庁では新たなシステムを令和5年1月に運用開始し、警視庁は令和6年1月に新システムへ移行した。

庁が新たに導入する運転者管理システムは、先端技術を活用したサーバー・クラウドサービスの充実などにより、都政のQOS (Quality of Service) (注)の飛躍的な向上につなげるものである。

新システムへの移行に伴い、

- ・ 申請自動受付装置の導入により、免許更新の申請者の記載手続等の負担が軽減される。
- ・ 免許更新等の受講手続のWeb予約により無駄な待ち時間がなくなり、時間帯による申請者の集中が回避される。
- ・ 運転免許の学科試験をタブレット端末で行うことにより、ランダムな問題出題による不正防止と多言語化によるグローバル対応が可能になる。

など、都民の利便性の向上に大きく寄与する重要な事業であることから、事業が適切に実施されているか確認するため、新システムの運用状況について監査を行った。

(注) クオリティ・オブ・サービス、サービスの質

【着眼点】

- ① 新システムへの移行は適切に行われているか
- ② 免許更新に係る申請自動受付装置の導入は適切に行われているか
- ③ 免許更新等の受講手続のWeb予約の導入は適切に行われているか
- ④ タブレット端末の導入は適切に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、庁は、計画どおりに令和6年1月に新システムに移行し、申請自動受付装置の導入（令和6年1月開始）、更新等手続のWeb予約及びタブレットによる学科試験（令和6年2月開始）を実施していることを確認した。免許更新者数及び学科試験受験者数の推移は下表のとおりである。

申請自動受付装置については、免許更新を行っている運転免許試験場、運転免許更新センター等に配置されており、案内人による利用者へのフォローなども実施し、誰もが利用しやすい運用に努めている。また、実機の動作において、申請書作成手続の負担軽減が図られていることを確認した。

局名 警視庁 テーマ 新たな運転者管理システムの導入について

【結果の概要】

Web予約の導入については、免許更新はがきでお知らせするほか、チラシ、ポスター、広報紙等で周知を行っており、免許更新に係る来場者のうち、予約がある方の割合は、92.0%（令和6年2月）、94.5%（令和6年3月）であり、予約がない方にも対応できていることを確認した。

タブレット端末については、全運転免許試験場に配備されており、実機の動作において、ランダム出題、外国語（英語、中国語）対応ができおり、操作もスムーズに行えることを確認した。また、端末の管理・運用について要綱を定め、規定どおりに適正な管理が行われていることを確認した。

(表) 都における免許更新者数及び学科試験受験者数の推移

(単位：人)

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
免許更新者	1,747,432	1,741,437	1,742,268	1,739,421	1,711,932
学科試験受験者	172,617	157,307	164,494	147,079	146,261

【局別指摘事項等】
総務局

1 指摘事項

(重点監査事項) (歳出)

(1) 廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの

総合防災部は、都民の災害への備えを促すため、防災グッズ「東京防災」、「東京くらし防災」を作成・配布しており、関東大震災から100年を契機とした自動・共助の更なる促進を図ることを目的に、令和5年度にリニューアルを行った。リニューアル後の防災グッズについて順次印刷と配布が進められることに伴い、倉庫で保管していた旧版等について、表1の契約により廃棄処理を委託している。廃棄の対象物は、通常版の「東京防災」、「東京くらし防災」、「東京都防災ガイドブック」(以下「紙の冊子」という。)、ほか、「東京防災」の音声版のカセットテープ等(以下「カセットテープ等」という。)、旧版を保管するための木製パレットである。仕様書では、紙の冊子を紙くず、カセットテープ等を廃プラスチック類、木製パレットを木くずとしてそれぞれの想定量を記載した上で、全てを産業廃棄物としている。

そこで、本件廃棄物の処理に係るマニュアルを見たとし、廃プラスチック類及び木くずとともに、全ての紙くずを産業廃棄物として処理したことが認められた。

しかしながら、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条では、産業廃棄物について20種類が限定列挙されており、表2のとおり、官公庁から排出される紙くずは該当しない。よって、本件の紙くずは全て一般廃棄物である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、一般廃棄物を産業廃棄物として処理したことは適正でない。

また、産業廃棄物の処分費は一般廃棄物と比較して割高となるのが通例であり、産業廃棄物の最終処分場は全国的にひっ迫していることもあり、一般廃棄物を産業廃棄物として処理したことは適切でない。

部は、カセットテープ等や、保管用の木製パレットは産業廃棄物に該当するため、全体を産業廃棄物として処理したとしているが、前述のとおり、仕様書では、紙の冊子、カセットテープ等、木製パレットを区分して想定数量が記載されていることから、紙くずを一般廃棄物として別に処理することは可能であった。

部は、廃棄物を分別した上で適正な区分で処理されたい。

(総務局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
産業廃棄物(「東京防災」等)の収集運搬・処分委託(単価契約)	令和6.2.16~令和6.3.29	935,000

(表2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定された産業廃棄物に該当する紙くず

種類	内容
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにホリ塩化ビニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。

(歳出)

(2) 排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの

総合防災部は、新型コロナウイルス対策として143か所の一時滞在施設(注)に配備した手指消毒用消毒剤及び消毒シートのうち、配備から3年を経過して使用期限切れとなる未使用分について、表3の契約により廃棄処理を委託している。

この契約の仕様書では、排出される廃棄物の種類として廃プラスチックのみを記載している。しかしながら、消毒剤の容器は廃プラスチックに該当するが、重量の大半を占める内容物の主成分はエタノールである。エタノールは溶剤であり、溶剤のうち有害性のあるものは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号に定める特別管理産業廃棄物に該当するが、エタノールはこれに該当しないため、産業廃棄物の廃油に分類される。したがって、仕様書の廃棄物の種類には産業廃棄物として廃プラスチックに加えて廃油も記載して、適正に処理する必要がある。

そこで、当該処理に係る産業廃棄物管理票(マニュアル)を見たとし、廃プラスチックの処理のみが記載されており、内容物(エタノール)がどのように処理されたのかは確認できない。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第5項では、事業者はその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合においては、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなくてはならないと定められている。しかしながら、受託者は産業廃棄物(廃油)の収集運搬に係る許可は保有しているものの、処分の許可は保有していない。産業廃棄物処分業(廃油)の許可を保有しない者に産業廃棄物(廃油)の処分を委託したことは適正でない。

これは、部が、仕様書に廃棄物の種類として廃プラスチックのみを記載し、廃油については記載していなかったことによるものである。

部は、適正な処理を確保するために、排出する廃棄物の種類を適正に記載されたい。

(総務局)

(注) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第12条に基づき、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れるために、部が所有し、又は管理する施設の中から、指定されている施設

(表3) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
産業廃棄物(消毒剤ほか1点)の収集運搬・処分委託(基盤契約)	令和5.8.2～令和6.2.29	2,649,460

主 税 局

1 指摘事項
(職入)

(1) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの

土地に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税において、地方税法（昭和25年法律第226号、以下「法」という。）第349条の3の2の規定等によれば、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、外部貸駐車場（コインパーキング、カーシェアリングの用地等）、資材置場、空地等は「非住宅用地」と認定される。

そして、住宅用地のうち、小規模住宅用地は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1に軽減される（法第349条の3の2第2項及び法第702条の3第2項）。

このように、土地の利用状況により税額に差異が生じることから、一筆の土地に複数の利用状況が混在している場合には、利用状況ごとの面積に応じた認定を行うこととなる。

ところで、渋谷都税事務所における土地の認定を確認したところ、次の図の居住用部分と業務用部分を併せ持つ住宅及び駐車場6台分の敷地全体について、規定に基づき、家屋面積に占める居住部分の割合に応じた一定の率により求める面積相当分を、「小規模住宅用地」として認定し、税の負担を軽減している。

しかしながら、駐車場のうち1台分は、令和4年9月1日からカーシェアリング用駐車場として利用されていることから、令和5年度分の固定資産税等の課税（基準日は令和5年1月1日）において、当該敷地については、「小規模住宅用地」として認定する対象面積に含めるべきではない。

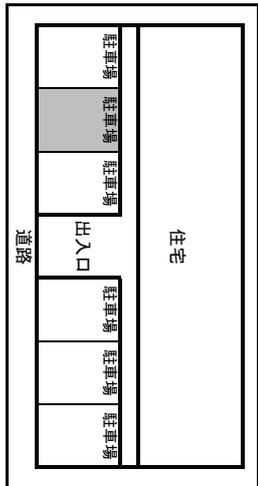
この結果、表1のとおり、固定資産税等が1万4,310円の課税不足となっている。すなわち、土地の用途の認定を適正に行われたい。

(主税局)

(表1) 土地の用途の認定状況

区分	正		誤		課税不足額
	面積	税額	面積	税額	
小規模住宅用地	147.80㎡	270,648円	151.80㎡	277,973円	14,310円
非住宅用地	155.80㎡	842,729円	151.80㎡	821,094円	
合計	303.60㎡	1,113,377円	303.60㎡	1,099,067円	

(図) 土地の現況



(注) 網掛け部分がカーシェアリング用駐車場

(歳出)
 (2) 石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「規則」という。)では、第3条第1項において「事業者は、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物等について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。」と定められており、同条第5項では、設計図書等により石綿等の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行わなければならない、としている。

規則第3条第6項では、分析調査は、「適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「分析調査の有資格者」という。)に行わせなければならない。」と定めており、規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)において、講習を受講し、修了審査に合格した者などを限定列挙している。

当該規定は、令和2年の規則改正によって追加され、令和5年10月1日に施行されたものであるため、施行日以降の契約において分析調査を実施する者は、分析調査の有資格者である必要がある。

ところで、総務部は、新宿都税事務所(昭和46年竣工)の建替えに伴い、表2のとおり、石綿の有無について調査する業務を委託している。建替えに係る基本計画作成時の調査結果から、多くの建材に石綿含有が疑われたため、当該委託では設計図書の確認のみならず石綿の分析調査まで行うこととした。

そこで、受託者に求める資格について見たところ、表3のとおり、仕様書で受託者の要件を定めているが、これらの資格は石綿の有無の設計図書等による調査に関する資格、あるいは調査箇所の試料採取に関する資格であり、分析調査の有資格者に係る要件が示されていないことから、石綿分析調査を含む業務委託の仕様書として適正でない。

これは、部が規則改正を認識していなかったことによるものである。なお、契約締結後の打合

せにおいて受託者から資格に関する説明があり、分析調査の有資格者であることを示す書面が提出されている。

部は、石綿分析調査に必要な資格について、仕様書で受託者の要件を適正に定められたい。

(主税局)

(表2) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
東京都新宿都税事務所石綿含有調査委託	令和5.12.19～令和6.3.29	3,177,900

(単位：円)

(表3) 仕様書に記載された受託者の要件

1 計量証明事業登録があり、環境計量士(濃度関係)を有すること
2 作業環境測定機関登録があり、第1種作業環境測定士登録のある技術者を有すること
3 建築物石綿含有建材調査者又はアスベスト診断士を有すること
4 石綿作業主任者を有すること

都 市 整 備 局

1 指 摘 事 項 及 び 意 見 ・ 要 望 事 項

(重点 監 査 事 項)

(1) 建 築 物 の 耐 震 化 促 進 に 係 る 普 及 啓 発 事 業 に つ い て

市街地建築部は、「東京都耐震改修促進計画（改定）」（令和5年3月）に基づき、相談体制の強化や情報提供の充実をはじめ、建物所有者が安心して耐震診断や耐震改修等に取り組むための環境を整備するための耐震化促進に係る普及啓発事業を実施している。そこで、この事業について見たところ、次のとおり、改善及び改善に向けた検討を要する点が認められた。

(指摘事項) (その他)

ア 耐 震 ポ ー タ ル サ イ ト の 情 報 更 新 を 適 時 適 切 に 行 う べ き も の

部は、都民が耐震化を身近な問題として捉え、関心を高めてもらうためには、耐震化に関する様々な情報を容易かつ速やかに入手できる環境を整えていくことが重要であるとしている。このため、耐震化の必要性をはじめ、普及啓発イベントの実施や助成制度の内容、改修工法の種類や特徴などについて、分かりやすく紹介するためのホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を開発し運営している。部は、「東京都耐震ポータルサイト」の情報更新・維持管理について、表1の契約により委託している。

本ポータルサイトについて見たところ、監査日（令和6年4月23日）現在、掲載内容について、次のとおり、適切でない状況が認められた。

(ア) 「耐震化インフォメーション」の「パンフレット等」のページに掲載されているリーフレット

ト 「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度」は、平成31年頃に作成したものであるもので、表2のとおり、記載内容の一部が当該融資制度の現状と合致しない古い情報である。

(イ) 「耐震キャンペン2023」は、既に終了しているが、終了した旨の表示がないまま、本

ポータルサイトのトップページを含む各ページに掲載されている。また、当該キャンペンの基調講演については、掲載期間が令和6年3月31日までの表示となっているが、監査日現在も閲覧できる状況である。さらに、「耐震化インフォメーション」に「耐震キャンペン2023」のページがあり、過去の耐震キャンペンを掲載しているが、「耐震キャンペン2023」が掲載されていない。

(ウ) 「耐震化インフォメーション」の「耐震動画」の「意識啓発編」ページ脇に表示された「耐震DVD」9件のうち4件については、既に閲覧終了したものであるが、表示されている。

こうした状況は、部が、情報を更新すべき内容を精査し、委託業者に更新の指示をすべきところ、これが適時適切に行われていないことによるものである。

ポータルサイトの開設の目的に照らし、常に掲載情報を適時適切に更新し、有益な情報を発信し続けるなど、提供情報の充実を図ることにより、ポータルサイトを活用したデジタルトランスフォーメーションを推進し、より一層の普及啓発を図る必要がある。

部は、耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行われたい。

(都市整備局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和5年度耐震に関するホームページ情報提供作業委託	令和5.4.1～令和6.3.31	660,000	A

(表2) リーフレット 「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度」の掲載情報の状況

掲載情報	リーフレットの掲載情報	監査日現在における実際の状況
融資実施金融機関 (抜粋)	株式会社B銀行 株式会社C銀行 株式会社D銀行	いずれも、現在は融資実施金融機関ではない。(株式会社B銀行及び株式会社C銀行は令和2年度まで、株式会社D銀行は平成30年度まで融資実施金融機関であった。)
問合せ先	耐震に関するご相談は沿道耐震化相談窓口へ！ 03-5466-2064	【窓口での相談】 〒160-8353 東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿0-PLACE 2F 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課 【電話での相談】 TEL:03-5989-1470 【電子メールでの相談】 taisshin@tokyo-machidukuri.jp

(指摘事項) (その他)

イ 緊 急 輸 送 道 路 沿 道 建 築 物 の 耐 震 改 修 等 支 援 融 資 制 度 に 係 る 情 報 発 言 を 適 切 に 行 う べ き も の

部は、緊急輸送道路沿道の建物所有者の耐震改修費用の負担を軽減するため、耐震改修等支援融資制度を設けている。本制度は、緊急輸送道路沿道の建物所有者が、耐震診断、耐震改修、建替え又は除却に要する費用について、取扱金融機関が定める通常利率より低い利率（注）で、3億円までの融資を受けることができるものである。本制度の概要及び実績は、表3及び表4のとおりであり、平成30年度以降、融資実績がない状況である。また、直近5年間の本制度に係る都の子算額及び執行額は、表5のとおりである。

そこで、部における本制度に係る情報発信について見たところ、監査日(令和6年4月23日)現在、次のとおり、適切でない状況が認められた。

- (ア) 本制度のリリーフシート、パンフレット、ポスター等の印刷物は、近年作成していない。また、リーフシートの最新版は、平成31年頃に作成したもので、記載内容の一部が当該融資制度の現状と合致しない古い情報である。
- (イ) 部が運営する「東京都耐震ポータルサイト」により、本制度を案内しているが、本制度の利用の手順を分かりやすく示したフロー等を掲載していない。

(ウ) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について連携している区市町村に対しては、年3回程度実施される「耐震改修促進行政連絡協議会」において、予算申請状況等の説明の中で、本制度に係る都の予算額を説明する程度にとどまっており、区市町村のホームページへの「東京都耐震ポータルサイト」のリリンク貼付依頼などを行っていない。

(エ) 「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資要綱」(平成21年8月10日付21都建企第138号)において、本制度の融資を実施する金融機関(以下「実施金融機関」という。)が本融資に関する役割として、都が行う本制度の周知活動に対する協力などが定められている。しかしながら、部から実施金融機関に対して、実施金融機関のホームページへの「東京都耐震ポータルサイト」のリリンク貼付依頼などの本制度の周知活動に対する協力依頼を行っていない。また、部は、毎年度の実施金融機関選定において、各金融機関には、普及啓発に関する取組を申請書に記載させており、この取組がなされているとして、一部(7金融機関中3金融機関)の取組が確認できるのみである。

本制度は、建物所有者が耐震改修等の費用について金融機関から低利で融資が受けられるよう、部が金融機関に対して貸付原資の一部を預託することにより、耐震改修等に係る資金の借入れを支援するものである。また、本制度は、低金利や民間制度が充実している社会経済情勢にあっても、市場金利より低利での融資を受けられること、融資の上限額が3億円と大規模な工事にも対応が可能であることなどのメリットがある。

このため、このメリットや制度の利用手順など、本制度について、様々な手法を活用し発信すべきところ、これが十分に行われていない。

緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震改修等費用の負担を軽減し、耐震化の更なる促進に向け、本制度について、様々な手法を活用し、的確に発信する必要がある。

部は、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行われたい。(都市整備局)

(注) 部が預託する預託金を貸付原資の一部とすることにより、融資利率を低減するもの。

例：平成29年度融資実績では、融資利率1.475% (通常金利3.750%)となっていた。

(表3) 本制度の概要

対象費用	耐震診断費用	耐震改修等工事費用
対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物 敷地が特定緊急輸送道路に接すること 昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前 に建築されたもの 道路幅員のおおむね1/2以上の高さ	全ての緊急輸送道路沿道建築物 敷地が緊急輸送道路に接すること 昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前 に建築されたもの 道路幅員のおおむね1/2以上の高さ 延べ面積10,000㎡以下
融資対象者	上記建築物の所有者	上記建築物を所有する 個人 中小企業者
融資限度額	3億円以内	
融資期間	10年以内	
融資利率	取扱金融機関の通常利率より低減した利率	

(表4) 本制度の実績

(単位：件、円)

年度	区分	件数	金融機関の融資額	都の預託額 (注)
平成25年度	診断	2	5,744,000	1,723,200
	改修	1	30,000,000	9,000,000
平成26年度	診断	4	19,691,000	5,907,300
	改修	1	30,000,000	9,000,000
平成27年度	診断	2	145,000,000	43,500,000
	改修	2	1,700,000	510,000
平成28年度	診断	5	214,000,000	64,200,000
	改修	2	112,000,000	33,600,000
平成29年度			実績なし	
令和元年度			実績なし	
令和2年度			実績なし	
令和3年度			実績なし	
令和4年度			実績なし	
令和5年度			実績なし	

(注) 部が、金利低減の原資として、融資実績額の3割相当額を金融機関に預託するもの。

(表5) 本制度に係る都の予算額及び執行額

(単位：円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	28,889,000	21,027,000	17,685,000	16,299,000	16,207,000
執行額	0	0	0	0	—

(意見・要望事項) (歳出)

ポータルサイトのホスティング業務委託について

部は、「東京都耐震ポータルサイト」の運営に当たって、当該Webサーバのホスティング業務について委託している。また、部は、液状化に関する情報公開のため、「建物における液状化対策ポータルサイト」を運営しており、このホスティング業務も委託している。これらの委託状況は、表6のとおりであり、いずれの契約も随意契約である。

そこで、表6の契約を合わせて1件の契約とすることの可否について確認したところ、部は、業務の効率化の側面から、現行のポータルサイトの所管課ごとに契約することが望ましいとしており、効率化に繋がる具体的な内容としては、所管課ごとの契約の方が緊急時の対応がしやすいことを想定しているとのことであった。

しかしながら、この理由であれば、緊急連絡体制、緊急時の業務マニュアルや業務フローを課ごとに定めることにより問題は生じないものであるから、表6の契約を合わせて1件の契約とすることは可能である。

また、表6の契約を合わせて1件の契約とする場合、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2の規定による随意契約によることができる予定価格の額（100万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ることも可能となる。

こうした状況においては、表6の契約を合わせて1件の契約とすることの可否について、所管課を超えて、経済性・効率性の側面から検討することが望ましい。

部は、ポータルサイトのホスティング業務委託について、契約をまとめるなどの見直しを検討することが望まれる。

(都市整備局)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方	所管課
1	令和5年度耐震に関するホームページ用ホスティングサービスの提供委託	令和5.4.1～令和6.3.31	620,400	E	建築企画課
2	ポータルサイトホスティング業務委託	令和5.4.1～令和6.3.31	646,800	F	建築指導課

(指摘事項) (歳出)

(2) 事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの

第一市街地整備事務所は、臨海部開発士地区画整理事業（注1）を実施している。この事業用地維持については、委託により実施している。

この委託は、区画整理事業の特性として、施行区域に工事箇所や居住用の建物が混在しているため、事業用地の維持管理において、地域の安全性や生活機能に支障を来す異常を発見した場合には速やかに対応する必要があることなどから、設計・起工から契約まで一定程度の期間を要する総価契約では対応が困難な即時性があり、かつ小規模な事業について、「事業用地等維持管理（単価契約）実施要領」（以下「要領」という。）及び「事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き」（以下「手引」という。）に基づく単価契約により実施している。

この単価契約は、維持管理に必要な工種をあらかじめ定め、工種ごとに単価を契約しておき、維持管理が必要となった場合に、受託者に施行を指示し、その出来高に応じて対価を支払うものである。要領及び手引において、指示は、指示書をもって作業内容を示して実施させ、受託者は、指示された作業が完了したときには直ちに完了届を提出し検査を受けることとしており、これを各契約の特記仕様書にも明記している。

そこで、所が締結している表7の契約の執行状況について見たところ、次のような状況が認められた。

本委託の街路樹剪定や除草作業において発生する草・枝葉等の廃棄物（以下「発生材」という。）については、特記仕様書において、清掃工場に搬出（以下「処理」という。）することとされており、この発生材は、事業系一般廃棄物（注2）であることから、これを清掃工場へ持ち込む場合には、一般廃棄物管理票（マニフェスト）の作成が区の条例（注3）により義務付けられている。そのため、本委託では、発生材の処理が完了した際には、完了届に添えて清掃工場から交付された一般廃棄物管理票を受託者が所に提出している。

しかしながら、表8に記載の3件の指示について、当該指示の完了届に添付された作業報告書、草・枝葉等計量書、施行写真、一般廃棄物管理票等（以下「関係書類」という。）を見たところ、表9のとおり、各指示の作業最終日分の発生材については、施行写真で運搬車への積込までが確認できるものの、処理されたことが、作業報告書及び一般廃棄物管理票等により確認できない状況となっている。

このことについて、所は、当該指示の発生材が指示書に計上した処理数量を超過したこと、作業最終日分の作業が清掃工場の受入時間を超過したため指示期限内での処分が困難となったことから、当該指示の処理数量を増加するなどの指示変更の手続を行わず、別の指示で合わせて処理することとし、一般廃棄物管理票も別の指示のものと合わせて作成・提出されているが、別の指示書及び一般廃棄物管理票等の関係書類では、これらが確認できない状況である。

こうした状況は、要領及び手引に基づき、指示ごとに施行・報告・検査を行うべきであり、また、指示内容に変更があった場合には指示変更の手続を行うべきところ、これらが随時適切に行われて

いないことによるものであり、適正でない。
 よって、発生材について、当該条例に基づき、一般廃棄物管理票を用いた適正な処理を確保することはもとより、事業の特性に合わせた運用を行っている単価契約については、要領及び手引に基づき、事業の特性を踏まえた適正な執行を図る必要がある。
 所は、事業用地維持委託における発生材に係る処理について、受託者に適正な履行を求めるとともに、指示及び履行状況の確認を適時適切に行うことにより、適正な執行を図らねばならない。

(都市整備局)

(注1) 都心部と臨海副都心との連携強化や東京全体の交通ネットワークの形成、地域交通の円滑化を図るため、大街区方式の土地区画整理事業により、広域幹線道路の整備などを行っている。(実施地区：晴海四・五丁目地区、豊洲地区、有明北地区)

(注2) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(注3) 東京23区の各区の廃棄物の処理及び再利用に関する条例において、一般廃棄物管理票の交付義務について区ごとに同様の内容を定めており、1日当たり100kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者、臨時的に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、一般廃棄物管理票の交付が義務付けられている。

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
臨海部事業用地維持委託(単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	9,880,000

(表8) 指示内容(指示書の主な工種を抜粋したもの)

(単位：円)

指示番号	工種	単価	数量	指示日 指示期限
豊-1	人力除草・集草・積込運搬	500	1,458㎡	令和5.5.22 令和5.7.14
	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬	400	365㎡	
	草処理費	15	1,857kg	
	街路樹剪定	400	1,538㎡	
有-1	剪定枝処理費	15	920kg	令和5.6.6 令和5.6.26
	人力除草・集草・積込運搬	500	1,361㎡	
	草処理費	15	2,000kg	
	街路樹剪定	400	179㎡	
有-2	人力除草・集草・積込運搬	500	1,711㎡	令和5.6.12 令和5.7.4
	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬	400	383㎡	
	草処理費	15	2,370kg	

(表9) 完了届及び関係書類の記載内容等

指示番号	完了届、作業報告書、草・枝葉等計量書	施行写真	一般廃棄物管理票
豊-1	作業日 令和5.7.5～令和5.7.14 草処理 令和5.7.5 787kg 令和5.7.13 1,070kg 合計 1,857kg	令和5.7.14作業分の発生材は、運搬車への積込までの写真はあがるが、清掃工場への持ち込み処理に係る写真がない。	令和5.7.13作業分までの発生材1,857kgの管理票はあるが、令和5.7.14作業分の発生材の管理票がない。
有-1	作業日 令和5.6.22～令和5.6.24 剪定枝処理 令和5.6.22 920kg 草処理 令和5.6.23 2,000kg	令和5.6.24作業分の発生材は、運搬車への積込までの写真はあがるが、清掃工場への持ち込み処理に係る写真がない。	令和5.6.23作業分までの発生材2,920kgの管理票はあるが、令和5.6.24作業分の発生材の管理票がない。
有-2	作業日 令和5.6.24～令和5.7.4 草処理 令和5.6.24 510kg 令和5.7.3 1,860kg 合計 2,370kg	令和5.7.4作業分の発生材は、運搬車への積込までの写真はあがるが、清掃工場への持ち込み処理に係る写真がない。	令和5.7.3作業分までの発生材2,370kgの管理票はあるが、令和5.7.4作業分の発生材の管理票がない。

(指摘事項)(歳出)

(3) 家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、区画整理事業における土地の引継ぎを行うに当たり、整地・清掃・仮囲い撤去等の整備を行っているが、整備工事に先立って土壌汚染が確認された場合などは、必要に応じて土壌処理工事を実施している。この土壌処理工事を予定している箇所に近接する家屋の既存の状態を把握し、工事により損傷等が発生した場合の補償費用を算定するに当たっての基礎資料を作成する必要があることから、所は、表10の委託契約を締結している。

そこで、本契約について、契約関係書類及び受託者から提出された建築物調査を見たところ、所の事業執行課は令和6年2月26日に契約担当部署へ契約締結の依頼を行い、同年3月5日に契約を締結しているが、契約締結前の同年2月26日及び同年2月28日に家屋事前調査を受託者に行わせていたことが認められた。

ところで、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとし、同条第5項においては、契約につき契約書を作成する場合、契約書に記名押印が行われなければならない旨が規定されていないとしている。

しかしながら、所は、こうした契約締結手続を経ずに、契約確定前に受託者に家屋事前調査を実施させ、実際に調査を実施した日とは異なる時期に調査を実施するとして事後に契約締結手続を行っており、適正でない。

所は、家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行われたい。

(都市整備局)

(表10) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度工事に伴う家屋事前調査委託 (六町地区) (その1)	令和6.3.6～令和6.3.22	401,500

(単位：円)

環 境 局

1 指摘事項
(歳 出)

(1) 消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとしている。また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。）第34条の2では、表1のとおり、随意契約によることができる場合の予定価格の額を規定している。

廃棄物埋立管理事務所（以下「所」という。）は、管理する施設の消防用設備等の点検について、表2のとおり、2件の随意契約により委託契約を締結している。而契約の業務内容は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づく点検であり、項番1の契約では機器点検、項番2の契約では機器点検及び総合点検を各々実施し、報告書を作成することとなっていた。

ところで、消防用設備等の点検の周期は、平成16年消防庁告示第9号により、機器点検は6か月ごと、総合点検は年1回と決められていることから、所が而契約を2件の随意契約に分ける必要性はなく、表2の契約を合わせて1件の契約とすること等の対応が可能である。

この結果、規則で定める随意契約によることができる予定価格の額（100万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ることができる。所によれば、施設の老朽化で点検対象機器にも不具合が出ており、年に2回行う点検の間に事故や故障が生じた際は、直近の状況に合わせて仕様内容を変更することが想定されるなど、安全の確保のために契約を分ける必要があるとしている。

しかしながら、消防用設備点検は、消防用設備ごとに点検の期間、方法、結果報告書様式並びに基準が消防庁告示等で定められており、法定点検の仕様変更を想定して而契約を2件の随意契約に分けるといふ事情は確認できなかった。

所は、消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直されたい。

(環境局)

(表1) 随意契約によることのできる場合の予定価格の額

項番	内 容
1	工事又は製造の請負 250万円
2	財産の買入れ 160万円
3	物件の借入れ 80万円
4	財産の売払い 50万円
5	物件の貸付け 30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの 100万円（委託等）

(表2) 契約の概要 (単位：円)

項番	契約件名	契約日	履行期限	契約金額
1	中防各施設・15号地の消防用設備機器点検委託	令和5.5.30	令和5.7.31	818,400
2	中防各施設・15号地の消防用設備機器及び総合点検委託	令和5.11.15	令和6.1.31	984,500

福祉局

1 指摘事項
(重点監査事項) (歳出)

(1) 子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について

子供・子育て支援部は、社会全体で子育てを支援する取組を推進し、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る「子育て応援とうきょう事業」を実施している。部は、本事業において、①子育てに役立つ情報を発信する「とうきょう子育てスイッチ」サイト・アプリ (以下「サイト等」という。) の運営、②サイト等の新規コンテンツ開発、③「子育て応援とうきょうパスポート」 (以下「パスポート」という。) の協賛店拡大のための企画・運用、④ライオンズ・クラブに係る運営等について業務を委託することとし、総合評価方式により落札者を決定し、表1のとおり契約している。

本契約における履行状況を確認したところ、以下のような状況が認められた。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
子供・子育てを応援する機運醸成に係る情報発信・協働促進等企画運営業務委託	令和5.4.1～令和6.3.31	91,300,000

ア 業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの

都における委託契約では、標準契約書において、契約内容の変更やこれに伴う契約金額の変更について、委託者と受託者の書面による協議の上行うことができることとされている。なお、契約変更については、仕様書の内容を変更することは入札条件の変更となるため原則として認められないものの、契約締結後の事情変更などやむを得ない理由により仕様内容の変更を余儀なくされた場合は、東京都契約事務の委任等に関する規則 (昭和39年東京都規則第130号) に基づき事務手続を行うこととされている。

そこで、本契約で実施したサイト等利用者へのアンケート調査の履行状況を見たところ、仕様書においておおよそ3か月から4か月に1回 (年3回から4回程度) 調査を実施することとし、契約金額内訳書において3回分の調査費用を計上していたが、調査の実施回数は2回となっていたことが認められた。このことについて、部は、十分な回答数を得られたため調査を2回で終了したとしている。

しかしながら、仕様書で定めた調査回数を下回ることとなった時点で、受託者と仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、業務の履行状況に応じた契約変更手続を行われない。

(福祉局)

イ 協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの

本契約の仕様書では、協賛店拡大のため、都内の子育て家庭等にとって魅力のある企業・店舗等に対して協賛店登録を促す有効な働きかけを行うことを求めている。また、技術提案書において、受託者は表2のとおりウェブ媒体を活用した取組や商店街の店舗等に向けたアプローチ等により協賛店登録を促す業務を実施するとしており、表3の契約書の費用内訳において、ツール制作費及びデジタル対応費が計上されている。

これらの業務の履行状況について、受託者から委託完了後に提出された実施報告書を確認したところ、受託者は既存の協賛店へのインタビュー記事を制作していたものの、それ以外の業務の実施状況が確認できなかった。これについて、部は、技術提案書に記載の一部の業務について、受託者との口頭協議により実施を中止し、表2のとおりサイト等への協賛店情報の掲載等別の業務を実施させたとしている。

ところで、「業務委託等における「総合評価方式」活用の手引及び「企画提案方式」活用の手引（平成30年11月財務局）」によると、総合評価方式による契約では、落札者が提出した技術提案書を契約書の付属書類とする等の方法により、履行内容を明確にするとともに、履行確認を適切に行うことが必要であるとしている。総合評価方式は、技術提案書と入札価格に対する評価によって落札者を決定するため、原則として契約後に提案内容を変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行確認を適切に行うため受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。

しかしながら、部は、技術提案書の業務内容の変更協議を口頭で行っており、協議内容の決定過程が文書により明確になっておらず適切でない。また、その結果、業務内容の変更に応じて契約金額を変更しないことが妥当かどうか確認できない状況となっており、適切でない。部は、協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行われたい。

(福祉局)

(表2) 技術提案書の内容と受託者が実施した業務内容について

区分	技術提案書の内容	受託者が実施した業務内容
協賛店獲得 目標/実績	500件以上	2,826件
取組内容	・ウェブ媒体で当月内の新規加盟店を取り上げ、加盟促進を図る。 ・受託者の持つネットワークを活用し、商店街の店舗等へ効果的なアプローチを行う。 ・協賛店獲得用に広報チラシの改訂を行う。	・サイト等に掲載しているコンテンツ「おでかけ！モデルコース」（年4回更新）に協賛店情報を掲載し、協賛店登録のインセンティブとする。 ・サイト等のトップページで協賛店の新規登録件数について発信する（月1回）。 ・既存の協賛店へのインタビュー記事の制作

(表3) 契約書の費用内訳 (抜粋)

(単位：円)

委託内容	契約金額
協賛店募集のためのツール制作費	1,700,000
協賛店拡大のためのデジタル対応費	1,700,000
合計 (税抜)	3,400,000
消費税及び地方消費税 (10%)	340,000
合計 (税込)	3,740,000

ウ 仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの

本契約における一部の業務については、表4のとおり仕様書において広報の実績や業務の事後検証について実施報告書または業務報告書（以下「実施報告書等」という。）に記載することを求めている。しかしながら、受託者から委託完了後に提出された実施報告書等を確認したところ、仕様書で求める実績や事後検証についての記載が確認できなかった。

部が、仕様書で定めた報告を行わずにそのまま完了検査を合格とし、契約金額を支出していることは適正でない。

部は、仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させられたい。

(福祉局)

(表4) 仕様書の定め (抜粋)

イ 著名人2名による広報取組んでもらうこと。(中略)	イ 著名人による広報取組んでもらうこと。(中略)
(ナ) 発信に当たっては、リーチ数、リンククリック数、エンゲージメント数(注)等の目標値の設定を行う。	(ナ) 発信に当たっては、リーチ数、リンククリック数、エンゲージメント数(注)等の目標値の設定を行う。
(カ) 広報実施終了後、広報実施を証明できる資料及び実績(著名人SNSによるリーチ数、その他、例えばフォロー数からのコメント等、著名人の広報協力により得られた効果が客観的に分かるデータ等)について実施報告書に記載する。	(カ) 広報実施終了後、広報実施を証明できる資料及び実績(著名人SNSによるリーチ数、その他、例えばフォロー数からのコメント等、著名人の広報協力により得られた効果が客観的に分かるデータ等)について実施報告書に記載する。
(5) 業務報告書作成業務	(5) 業務報告書作成業務
ア 事後検証	ア 事後検証
(ア) 協賛店拡大の目標値に対する結果を踏まえた分析・検証により内容を理解しやすく工夫してまとめること。	(ア) 協賛店拡大の目標値に対する結果を踏まえた分析・検証により内容を理解しやすく工夫してまとめること。
(イ) どのような手法がどの程度の効果を上げたか、数値に基づく比較検証が可能となるよう明記すること。	(イ) どのような手法がどの程度の効果を上げたか、数値に基づく比較検証が可能となるよう明記すること。
(ウ) 今後事業運営に活用できるよう、働きかけを実施した対象店舗等の情報を協賛に至らなかった理由等も含めて、加工が可能な様式で提供すること。	(ウ) 今後事業運営に活用できるよう、働きかけを実施した対象店舗等の情報を協賛に至らなかった理由等も含めて、加工が可能な様式で提供すること。
(エ) 事後検証に当たっては、都と協議の上、内容を決定すること。	(エ) 事後検証に当たっては、都と協議の上、内容を決定すること。
イ 業務報告書作成	イ 業務報告書作成
事後検証を盛り込んだ業務報告書を提出すること。業務報告書は、パソコン事業に関する全ての事項について、正確かつ漏れなく必要な事項を工夫して取りまとめること。また、実施方法、使用媒体の列挙に留まらず、協賛店拡大について、方法、使用媒体ごとの効果、評価、改善点及び今後の実施に向けた提案についても触れること。	事後検証を盛り込んだ業務報告書を提出すること。業務報告書は、パソコン事業に関する全ての事項について、正確かつ漏れなく必要な事項を工夫して取りまとめること。また、実施方法、使用媒体の列挙に留まらず、協賛店拡大について、方法、使用媒体ごとの効果、評価、改善点及び今後の実施に向けた提案についても触れること。

(注) リーチ数：広告を表示したユーザー数

リンククリック数：広告に表示されたURLがクリックされた数
エンゲージメント数：ユーザーが広告を見て積極的な行動を起こした回数
(歳出)

(2) 委託契約における契約変更手続について

都における委託契約では、標準契約書において、契約内容の変更やこれに伴う契約金額の変更について、委託者と受託者の書面による協議の上行うことができるとされている。なお、契約変更については、仕様書の内容を変更することは入札条件の変更となるため原則として認められないものの、契約締結後の事情変更などやむを得ない理由により仕様内容の変更を余儀なくされた場合は、東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和39年東京都規則第130号)に基づき事務手続を行うとされている。

そこで、局の事業に係る委託契約について、仕様書等に定めた業務は適正に履行されているか、仕様書等の内容に変更が生じる場合は契約変更手続を適切に行っているかなどについて見たところ、次のような問題点が認められた。

ア 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの
障害者施策推進部は、児童発達支援事業所等多子負担軽減給付金の支給業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、表5のとおり、業務を委託している。

本契約の業務内容には、給付金支給決定通知書等の送付業務があり、その数量は仕様書及び契約金額内訳書(以下「仕様書等」という。)で定められている。そこで、各送付業務の実績を見たところ、表6のとおり、チラシを除き仕様書等で定めた数量を下回っていたことが認められた。このことについて、部は、給付金支給決定通知書及び請求案内については、申請者数が想定を下回ったことから送付量が減少したとしている。また、事業周知のため保護者へ直接行うこととしていた個別案内については、区市町村からの依頼がなく、予定していた個別案内の送付を行うことがなかったとしている。

しかしながら、部は、仕様書等で定めた数量を下回ることとなった時点で、受託者と仕様書等の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行われない。

(表5) 契約の概要 (福祉局) (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
児童発達支援事業所等利用支援事業実施業務委託	令和5.8.30～令和6.3.31	5,795,900

(表6) 各種送付業務の実績 (単位：件)

項目	仕様書等で定めた数量	実績
給付金支給決定通知書の送付	1,500	656
請求案内の送付	1,500	562
個別案内の送付	1,500	0
チラシの封入・梱包作業	800	818
チラシの送付	800	818

イ 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの
障害者施策推進部は、訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の対応が出来る訪問看護ステーションを拡充することを目的として、表7のとおり、業務を委託している。

本契約の主な業務内容は、都内に所在する訪問看護ステーションの看護職を対象に研修の開催及び運営を行うことであり、研修の実施回数及び人数は仕様書で定められている。

そこで、研修の実施状況について見たところ、表8のとおり、訪問看護研修の回数が仕様書で定めた回数を下回っていたことが認められた。このことについて、部は、研修受講希望者が想定を下回り、追加募集を行ったものの最終的な受講者が集まらなかったとしている。

しかしながら、部は、仕様書で定めた研修の実施回数の確保が困難になった時点で、受託者と仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行われない。

(福祉局)

(表7) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業実施委託	令和5.6.8～令和6.3.31	2,213,453

(表8) 研修の実施回数及び人数

研修種別	仕様書の定め	実績
訪問看護研修	10回以上(受講生10名)行うこと	3回(受講生1名)

ウ 介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの

高齢者施策推進部は、令和3年度の介護報酬改定（令和3年厚生労働省令第9号）において、令和5年度中の介護サービス事業所のBCP（業務継続計画）（注）策定等が義務化されたことに伴い、都内各事業所におけるBCP策定等の支援のため、表9のとおり、業務を委託している。

本契約の業務内容には、希望する事業所へBCP策定についての個別相談を行う業務があり、仕様書において表10のとおり定められている。

そこで、個別相談の実施状況について見たところ、部は、事業所からの申込みが仕様書で想定していた規模ほど集まらなかったことを受け、受託者とのメールの授受等により協議を行い、対象とする事業所規模や実施時期について表10のとおり仕様書の内容を変更していた。

しかしながら、部は、仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を受託者と書面で行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行われない。

（福祉局）

（注）大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サブライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。（出典：内閣府作成「事業継続ガイドライン」）

（表9）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
介護サービス事業所のBCP策定支援事業実施委託	令和5.4.1～令和6.3.31	10,450,000

（表10）「個別相談」による支援業務の仕様内容変更の概要

項目	仕様書の内容	協議にて変更した内容
対象	「BCP策定支援研究会」を受講した都内事業所のうち、小規模事業者の運営する約175事業所	当初の仕様から、事業者規模による制限を設けない形に変更
実施時期	令和5年12月末までに終了	令和6年1月末までで申込を受け付け、同年2月以降も「個別相談」を実施

（歳出）

（3）東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの

障害者施策推進部は、難聴児の療育等に関して総合的な相談ができる専門機関を立ち上げるため、東京都難聴児相談支援センターの開設及び運営業務を委託することとし、企画提案方式により採用者を決定し、表11のとおり契約している。

本契約の報告書類等について見たところ、受託者が企画提案書に記載していた72点の備品等について、購入を行っていないもの（芯接机外44点）や、企画提案書とは異なる品や数量で納入されているもの（聴力検査機器外20点）が認められた。これについて、部は、受託者との打合せの中で、購入予定の聴力検査機器について、より検査能力の高い機種へ変更することとし、その金額が高額となったことから、委託業務に支障のない範囲で他の備品等を見直し、一部の購入を取り止めるなどして総額を調整する変更を口頭で協議したとしている。

ところで、「業務委託等における「総合評価方式」活用の手引及び「企画提案方式」活用の手引（平成30年11月財務局）」によると、企画提案方式による契約では、採用者が提出した企画提案書を契約書の付属書類とする等の方法により、履行内容を明確にするとともに、履行確認を適切に行うことが必要であるとしている。企画提案方式は、企画提案書に対する評価によって採用者を決定するため、原則として契約後に提案内容を変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行確認を適切に行うため受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。

しかしながら、部は、購入備品等の変更協議を口頭により行っており、協議内容の決定過程が文書により明確になっておらず適切でない。

部は、東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行われない。

（福祉局）

（表11）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
東京都難聴児相談支援センター開設及び運営業務委託	令和5.11.29～令和6.3.31	19,800,000

（歳出）

（4）委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの

部における委託契約では、標準契約書（以下「約款」という。）において、「一括再委託の禁止」として「委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と定め、原則として再委託に制限をかけている。さらに、約款において、「契約書に定める申出、協議、承諾は、書面により行わなければならない。」としている。

ところで、総務部では、表12の契約により、廃棄文書の溶解処理及び処理施設までの運搬をAに委託し、約款とともに、仕様書においても、約款に記載された文言と同趣旨を示していた。本契約における履行状況を確認したところ、主要な部分である溶解処理について、再委託の事実が見られたが、書面による協議等の事実が認められず、再委託の承諾手続が行われていなかった。さらに、承諾手続が行われていない再委託先の第三者(B)から都宛てに提出された証明書を根拠として、検査を合格とし、契約金額を支払っていたことが認められた。

部は、委託契約において、約款及び仕様書に基づき再委託の取扱いを適正に行われたい。また、局においては、同様の指摘を令和4年定例監査において受けているにもかかわらず、改善が見られない。

局全体として、改善を図り、再発防止に努められたい。

(福祉局)

(表12) 契約の概要

契約件名	契約期間	推定総金額	受託者	溶解証明書発行者(承諾なし)
文書溶解処理委託(単価契約)	令和5.4.1~令和6.3.31	229,020	A	B

(単位：円)

(歳出)

(5) 福祉サービスマニエール委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの

北療育医療センターは、福祉サービスマニエールの向上及び情報提供の充実を目的として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項に基づき、福祉サービスマニエール委託契約をより行っている。

本契約の業務内容は、利用者調査及び事業評価とその結果分析、事業者へのフィードバック等である。このうち利用者調査については、仕様書において「利用者全数の保護者に対して調査票及び案内文書(以下「調査票等」という。)を郵送により配布及び回収する。」と定められている。

そこで、利用者調査の履行状況について見たところ、保護者に対する調査票等の配布については、センターが自ら行っており、委託者に行わせていないことが認められた。このことについて、センターは、契約締結後に委託者と口頭で協議を行い、当該作業が個人情報扱ふことからセンター自ら行うこととし、毎年同じ手順で行っていたとしている。

しかしながら、センターは、仕様書の内容を実際の業務内容に合わせて見直すことなく毎年契約を締結しており、適切でない。

センターは、福祉サービスマニエール委託契約に係る仕様内容の見直しを行われたい。

(福祉局)

(表13) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度北療育医療センターにおける福祉サービスマニエール委託	令和5.8.2~令和6.3.15	1,485,000

(歳出)

(6) 資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号。以下「規則」という。)第76条第1項第28号では、即時支払をしなければ物件の購入等が困難なものに要する経費について、必要な資金を前渡(以下「資金前渡」という。)することができるものとされている。この資金前渡に係る経費については、「東京都会計事務規則第76条関係の解釈・運用等について(通知)(令和4年3月31日付3会管会第905号)」により、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費であることが必要とされており、要件は表14のとおりである。

また、同経費については、資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則(昭和39年東京都規則第139号)において、資金前渡を受けた職員は、その交付を受けた資金の範囲内において、売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を委任される旨が定められており、資金交付後に契約その他の手続が可能となるものである。さらに、資金前渡に係る経費は、規則第79条第1項により、用件終了後5日以内に精算手続を行わなければならないとされている。

そこで、江東児童相談所において、規則第76条第1項第28号に基づき資金前渡により修繕や作業等のための経費を支出した表15の案件について見たところ、項番1から項番4について、いずれも事業の発生や見積りの取得から少なくとも1か月以上経過した後に支払を行っているもので、一般的な契約手続によることが可能であると考えられることから、経費の支出方法が資金前渡以外にはないといった事情は認められなかった。したがって、これらの経費を資金前渡により支出したことは規則に反し適正でない。さらに、資金前渡による契約については、「請書等の徴取を要しない契約の指定について(昭和40年9月17日付40財経庶発第804号財務局長通知)」により請書等の徴取を要しないとされていることから、これらの案件を資金前渡による支出とすることで修繕・作業等の箇所・方法・実施日等の仕様詳細やその実施結果が書面により確認できない状態を生じさせており、適切でない。

また、表15の項番5及び項番6については、資金前渡による支出についての一定の合理性は認められるものの、作業等の実施日が不明となっており、前渡金の交付を受けた後に作業を実施しているか、用件の終了後5日以内に精算手続が行われたかどうかを確認できない状態となっており、適切でない。

所は、資金前渡による支出手続を適正・適切に行われたい。

(福祉局)

(表14) 規則第76条第1項第28号に該当する経費の要件について

ア	規則第76条第1項第1号から第27号に該当しない経費であること。
イ	おおむね次の理由によって、即時支払わなければならない経費であること。 (ア) 社会取引の通念上又は慣行等 例：鉄道会社に支払う運賃、郵便切手に要する経費、寺社拝観料、入場料、振込手数料 (イ) その他、事務事業の性質、経費の内容等からやむを得ないと判断されること。 例：突発的業務事業のため必要な物件の調達等に要する経費、契約手続に応じるものがない場合における物件の調達等に要する経費 (ウ) タクシークーポン券使用時の不足額に係る経費

(表15) 所で行われた修繕や作業

項番	件名	金額 (円)	事業発生日 ・見積取得日	前渡金交付日	実施日	支払日	精算日
1	面接室カメラモニタ一移設及び1階事務室配線工事	478,500	令和5.4.18 見積取得	令和5.6.21 (435,000円) 令和5.7.5 (43,500円)	令和5.6.21	令和5.7.7	
2	無線LANアクセスポイントの設置	264,000	令和5.8.22 見積取得	令和5.8.24	不明	令和6.1.30 令和6.1.31	
3	保護所等修繕	299,200	令和6.1.10 見積取得	令和6.2.1	不明	令和6.2.28	
4	保護所非常用照明設備交換	486,750	令和5.8.30 定期点検	令和6.1.9	不明	令和6.1.23	
5	エレベーター無停電電源装置交換	429,000	令和6.1.25 見積取得	令和6.2.1	不明	令和6.2.2	
6	保護所スベーカーシステム購入	277,800	令和5.8.19 見積取得	令和5.8.24	不明	令和5.8.31	

保健医療局

1 指摘事項及び意見・要望事項

(重点監査事項) (歳入)

(1) 看護師等修学資金について

医療政策部は、看護需要に対応した養成を促進する取組の中核として、看護師等修学資金制度を設けている。本制度は、看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に対し、修学資金を貸与することにより、修学を容易にし、都内の看護職員の確保等を図ることを目的としている。

ところで、修学資金に係る債権管理の状況について確認したところ、以下の指摘事項及び意見・要望事項が認められた。

(指摘事項)

ア 貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの

東京都債権管理マニュアル(令和5年4月改訂)では、債権を適正に管理するため、台帳・帳票の整備について規定しており、債権発生日、(最終)納付日、当初償還(返還)期限、時効起算日、所在調査の結果、交渉経緯などを債権管理台帳に記載することとしている。部では、看護師等修学資金の貸与者に係る債権管理台帳として、貸与者台帳を整備し、債権管理を行っている。そこで、貸与者台帳について確認したところ、以下の問題点が認められた。

(ア) 貸与者台帳に記載欄が設けられていないため、時効起算日が記載されていない。

(イ) 所在不明となった債務者の所在調査を行ったとしている案件について、貸与者台帳にその状況についての記載が全くないものが2件認められた。

東京都債権管理マニュアルで記載が求められている事項について、貸与者台帳への記載が漏れていたことは債権管理上適正でない。

部は、貸与者台帳に必要事項を記載された。

(保健医療局)

イ 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの

東京都債権管理マニュアルによれば、各所管部署において、各債権の管理に係る様々な状況を十分に考慮した独自のマニュアルを作成することが求められている。

そこで、部が作成した看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを確認したところ、時効起算日や所在調査の結果等を貸与者台帳に記載することについての定めがないことが認められた。さらに、本マニュアルは平成21年4月1日から更新されていなかったため、東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和37年東京都条例第121号)等、関係規定の改正が反映されておらず、実態に即した内容となっていないかった。

看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルに時効起算日や所在調査の結果等を貸与者台帳に記載することについての定めがないことや、平成21年4月1日から更新されておらず、実態に即した内容となっていないことは適切でない。

部は、看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新されたい。

(保健医療局)

(意見・要望事項)

ウ 滞納金の回収に向けた取組の強化について

東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和37年東京都条例第121号。以下「条例」という。)第5条において、修学資金の貸与金は、無利子とすることが定められている。一方、条例第14条において、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に及び、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならないと定められている。

そこで、令和5年度末時点における元金及び延滞利子の滞納者数について、部に確認したところ、3か月以上元金の返還がない者は245名となっていた。一方、元金の返還は完了しているものの、3か月以上延滞利子の支払いがない者は435名となっていた。(注)

これらの滞納者に対する催告等の実施状況を確認したところ、元金については、平成20年度から、法務大臣の許可を得た専門業者である債権回収会社や弁護士事務所への業務委託を行っている。また、受託者は、原則として四半期に1回の文書及び電話による催告に加え、対象者を精査した上で、現地訪問を行っている。

その結果、表1のとおり、各年度で受託者への支払額以上の債権を回収していた。

一方、延滞利子については、業務委託の対象に含めておらず、部の担当者が、原則として年1回の文書による催告を行っているのみであった。

修学資金は都税等を原資としており、修学資金を適正に返還している貸与者をはじめ、都民が不公平感を覚えることがないよう、滞納金の回収に取り組む必要がある。また、看護師等修学資金の貸与申込件数は、令和3年度以前は年間5,000から6,000件程度であったが、令和4年度の制度改正により申込資格を拡大した結果、令和4年度及び令和5年度とも1千件を超えており、今後はより一層滞納整理を効率的に行っていくことが求められている。

部は、滞納金の発生防止に努めるとともに、延滞利子についても業務委託の対象に含めるなど、滞納金の回収に向けた取組を強化していくことが望まれる。

(保健医療局)

(注) 累計約4万8,800名の貸与者情報をシステムで管理している(令和5年度末時点)。

(表1) 回収実績

(単位：円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収金額	9,275,800	10,696,000	7,803,595
受託者への支払金額	3,537,138	2,601,839	1,943,822
差額	5,738,662	8,094,161	5,859,773

2 指摘事項

(歳出)

(2) 支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの

感染症対策部は、都内の新型コロナウイルスに感染した患者を適切な治療につなげていくため、治療対象者等の搬送体制を整備することを目的として、表2の単価契約を締結している。

本契約において受託者は、搬送に必要な車両を配備し、搬送の必要が生じた場合、部が作成した搬送計画に基づき、搬送対象者を医療機関等へ、指定された受け入れ時間までに搬送することとなっている。また、部が受託者に対し、2週間前までに運行の停止を依頼した場合、運転手を配置しない車両は休車とすることとなっている。

本契約の搬送実績報告書と支払手続について見たところ、受託者から提出された搬送実績報告書では、令和5年4月分の稼働車両総数は282台、休車台数は318台となっているが、支払手続に添付されている請求書では、稼働車両総数は318台、休車台数は282台となっていることが認められた。

このことについて、部で確認したところ、部が受託者に対して運行の停止を依頼した際の指示書の件数と搬送実績報告書に記載されている休車件数が合致することから、搬送実績報告書の件数が正しいとこのことであった。

これは、支払手続を行う際に部内での確認が不十分であったため、請求書の誤りに気付かないまま支払を行ったことによるものである。この結果、監査日(令和6年5月28日)現在、47万5,200円が過払いになっている。

部は、支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求されたい。

(保健医療局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
多摩地域における新型コロナウイルス感染症治療薬対象者等の搬送業務委託(単価契約)	令和5.4.1～令和5.5.7	41,160,194

産 業 勞 働 局

1 指 摘 事 項
(歳出)

(1) 消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの

坂南職業能力開発センターは、センター内に設置されている消火器（注）72本（加圧式消火器29本、蓄圧式消火器43本）等の消防用設備（防災設備）について、消防法（昭和23年法律第186号）で定められている定期点検等の実施及び保守を行うため、表1のとおり、契約を締結している。

ところで、消防用設備等の点検の基準は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号。以下「点検基準」という。）等により、表2のとおり定められている。

そこで、本契約について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 消火器の機器点検の際に実施する内部及び機能に関する点検（以下「機能点検」という。）については、表2②から④のとおり、器種、加圧方式、製造年からの経過年数により分類し、点検本数を算定する。しかしながら、仕様書では、全消火器本数の20%に当たる本数で算定していることから、表3のとおり、機能点検本数を9本過大に記載している。

イ 消火器の放射能力に関する点検（以下「放射点検」という。）については、表2⑤のとおり、機能点検本数のうち、50%以上に対して行う。しかしながら、アのとおり、機能点検本数を過大に記載している結果、表4のとおり、放射点検本数も3本過大に記載している。

センターは、消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成されたい。

（産業労働局）

（注）内部に加圧式ガス容器を内蔵している加圧式消火器と、あらかじめ内部にガスが充填された蓄圧式消火器がある。

（表1） 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
消防設備定期点検保守委託	令和5.4.1～令和6.3.31	264,000

（単位：円）

（表2） 消火器の点検基準（抜粋）

- ① 消防器具の機器点検（設置状況、表示、外形の点検等）は6月に1回実施する。
- ② 消火器の内部及び機能に関する点検は、製造年から3年（蓄圧式の消火器は製造年から5年）を経過したものに実施する。この場合、外形点検において異常が認められなかったものうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器については抜取り方式により点検を行うことができる。
- ③ ②の抜取り方式による確認試料の作り方は、器種、種別、加圧方式の同一のものを1ロットとする。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は別ロットとする。
- ④ ②の確認試料の抜取り方は、
ア 製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年ですべてロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。
イ 製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。
- ⑤ 放射能力の点検は、粉末消火器及び蓄圧式の強化液消火器については、機能点検対象本数のうち50%以上に対して行う。

（表3） 機能点検本数算定の考え方・点検基準と仕様書記載数との差

実施・計上	器種・仕様書	正：点検基準	差（器-正）
粉末加圧消火器		製造年からの経過年数後の加圧式消火器及び製造年からの経過年数後の蓄圧式消火器に対して、5年以内に対象消火器の点検が終了するよう、毎点検10%（5年では10回の点検×10%≒100%）	3
粉末蓄圧消火器			2
強化液蓄圧消火器			3
計			8
			9

（単位：本）

（表4） 放射点検本数算定の考え方・点検基準と仕様書記載数との差

放射点検本数算定の考え方	器種・仕様書	正：点検基準	差（器-正）
機能点検本数のうち50%以上		機能点検本数のうち50%以上 ※蓄圧式は機能点検本数全数	
粉末加圧消火器			2
粉末蓄圧消火器			2
強化液蓄圧消火器			3
計			7
			3

（単位：本）

(財産)

(2) 冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの
 中央・城北職業能力開発センター高年齢者校は、ホテル・レストランサービス科に1台業務用冷凍冷蔵庫を設置しており、この業務用冷凍冷蔵庫には、冷媒としてフロン類が充填されていた。

ところで、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)及び法に基づき第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号。以下「管理基準」という。)によると、冷媒としてフロン類が充填されている業務用の機器(第一種特定製品)の管理者は、表5の簡易点検を3か月に1回以上行い、その点検の内容及び結果を点検整備記録簿に記載しなければならぬとされている。

しかしながら、校は、この業務用冷凍冷蔵庫について、簡易点検を実施し、その点検の内容及び結果を点検整備記録簿に記載したとしていたが、表5の管理基準に定める検査事項を満たす簡易点検が行われたことを確認できなかった。また、表6の管理基準に定める記載項目を充足する点検整備記録簿の作成及び記録も行われていなかったことから、適正でない。

校は、冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について、適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行われない。

(産業労働局)

(表5) 管理基準に定める簡易点検の検査事項

第一種特定製品の種類	検査事項
冷凍機器及び冷凍機器	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品からの異常音並びに第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無 第一種特定製品により冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度

(表6) 管理基準に定める点検整備記録簿の記載項目

項番	記載項目
1	第一種特定製品の管理者の氏名又は名称
2	第一種特定製品の所在及び当該第一種特定製品を特定するための情報
3	第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類及び量
4	第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名並びに当該点検の内容及びその結果
5	第一種特定製品の修理の実施年月日、当該修理を行った者の氏名並びに当該修理の内容及びその結果
6	漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期
7	第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る第一種フロン類充填回収業者の氏名並びに充填したフロン類の種類及び量
8	第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を回収した年月日、回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名並びに回収したフロン類の種類及び量
9	第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において、フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名

中央卸売市場

1 指摘事項

(収入)

(1) 使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきも
多摩ニュータウン市場では、卸売場について、表1のとおり使用許可している。一方、場は、使用許可以外の部分については、表2の契約により、路面清掃を実施している。

場は、図面等により場所を特定して使用許可を行い、事業者はその部分を使用させ、面積に応じた使用料を徴収しており、使用許可に応じて使用されているかなど、場内の管理には、場及び使用者の双方が、許可範囲を確認できるようにしておくことが必要である。

しかしながら、卸売場の現況を見ると、昭和58年5月の開場当初に設置した区画線が消え、使用許可の範囲が確認できない状況となっており、適正でない。

この結果、監査日（令和6年1月9日）現在、管理図面上、使用許可を出していない部分が事業者の荷置き場として使用されている。

また、清掃委託契約においては、仕様書では長さ等の表示がない簡易な図面と合計面積のみで清掃範囲を指定していることから、卸売場の現況を見ても使用許可の範囲が確認できない状態では清掃範囲が明確でない。

場は、区画線を設置するなどして、使用許可の範囲を客観的に確認できるようにされたい。

(中央卸売市場)

(表1) 卸売場の使用状況

区分	使用者	合計か所	合計面積	備考
使用許可	卸売業者	12か所	2,728.7	1社
使用許可	仲卸業者	133か所	5,507.5	2社
共用部・未許可部分等	—	—	1,971.6	清掃委託契約の対象
卸売場面積			10,207.8	

(単位：㎡)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	委託内容
多摩ニュータウン市場屋外清掃委託(単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	9,520,577	①場内路面等の清掃 ②緑地帯の清掃 ③公衆便所の清掃

(支出)

(2) 関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの
大田市場は、表3のとおり、毎年度、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、場内の消防設備について消防設備点検を行い、不良箇所がある場合には報告させ、別途補修工事を実施して改修している。

ところで、場は、流通補完業務、物販・飲食業務、加工サービス業務等を行う者（以下「関連事業者」という。）77者に対し、場内の関連棟の使用を許可している。使用に当たり、場は関連事業者の使用場所をスケルトン（内装や造作がない躯体だけの状態）で貸し出し、事業に必要な内装や造作は関連事業者が整備している。

このため、関連棟において関連事業者が使用している場所の消防設備のうち、内装や造作により不良となっている場合には、関連事業者が補修を行うこととなる。

令和4年度及び令和5年度消防用設備等点検結果報告書によると、表4のとおり、関連事業者の内装や造作により法令の水準を満たしておらず十分に機能しないスプリンクラー設備があるとされている。場は、不良とされたスプリンクラー設備について令和5年3月末までに改修をする旨の計画書を消防署に提出していたにもかかわらず、監査日（令和6年1月17日）現在、改修されていない。

このことについて、場は、不良とされたスプリンクラー設備を機能させるため内装等を改修するよう指導を行っているものの、改修されないとしている。

しかしながら、場は、関連事業者に対する指導について、指導の日時、相手先、内容等を記録しておらず、文書による指導も行っていないことから、関連事業者の意思、指導にかかわらず改修しないことを客観的に証することができない状態にある。

場は、関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について、指導記録を作成するとともに、早急な改善に向けて指導されたい。

(中央卸売市場)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

年度	契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度	大田市場消防設備定期点検保守委託	令和4.4.1～令和5.3.31	2,611,400
令和5年度	大田市場消防設備定期点検保守委託	令和5.4.1～令和6.3.31	3,465,000

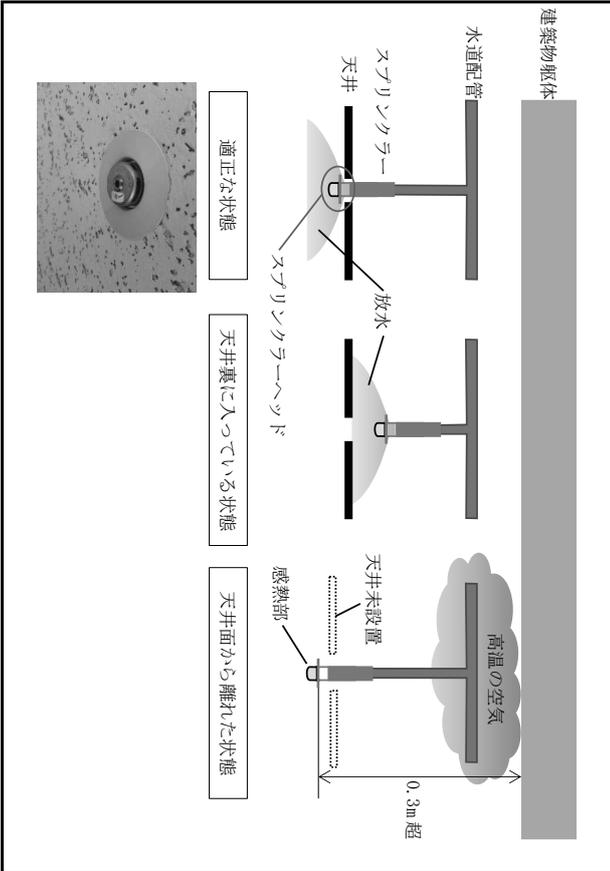
(表4) 消防用設備等点検結果報告書による不良内容

場所	消防用設備種別	消防法施行規則	不良内容
B-9		(第13条の4第3項第2号) ストリンクラマーヘッドは、放水区域の床面積一平方メートルにつき5リットル毎分で計算した水量が放水されるように設けること。(注1)	ストリンクラマーヘッドが天井面の内側に入っているため、効果的な散水が行えない状態である。
D-14	ストリンクラマー設備	(第13条の2第4項第1号ハ) ストリンクラマーヘッドのデフレクター(注2)と当該ヘッドの取付け面との距離は、0.3メートル以下であること。(注1)	ストリンクラマーヘッドが天井面と0.3メートルを超えて離れているため、火災発生の際に感知が遅れる状態である。
D-8			
D-13			

(注1) 火災の熱によりストリンクラマーヘッドの周囲温度が上昇すると、ヘッドの感熱体が破壊・変形することで栓が外れて加圧された水が放出され、デフレクターに当たって散水される。このため、ストリンクラマーヘッドが天井裏に入っている状態では散水が不十分となり、天井面から離れすぎると感熱体の破壊等が遅れるため、初期消火を行うストリンクラマーの目的が果たせなくなる。(図1)

(注2) デフレクターとはストリンクラマーから吐出される水を広範囲に拡散させるための円盤状の部品

(図1) ストリンクラマーヘッドの位置



(支出)

(3) 休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について

事業部は、毎年9月頃に翌年の休市日及び開市日(以下「休開市日」という。)を決定している。このため、豊洲市場は、毎年度4月に、4月から12月までは休開市日の決定に基づき、1月から3月までについては開市日を想定して、各種委託の作業日数を算出している。

表7のとおり、場が想定していた開市日より3日間減少することとなった。

このことについて、次のとおり適正でない点が見受けられた。

(表5) 清掃に係る契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額(年額)
豊洲市場業務施設清掃委託	令和3.4.1~令和6.3.31	192,595,830

(表6) 警備に係る契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
豊洲市場警備委託	令和5.4.1~令和6.3.31	1,140,775,426

(表7) 令和6年休市日決定による開市日数の減

月	令和5年4月当初の予測開市日数	令和6年休市日決定により開市日が休市日に変更となった日	令和6年休市日決定後の開市日数	開市日数の減少日数
1月	20	1月10日	19	△1
2月	23	2月12日、21日	21	△2
3月	22	—	22	0
合計	65		62	△3

ア 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの

場は、開市日における場内道路、青果棟・水産仲卸売場棟・水産卸売場棟内の通路などの清掃業務を表5の契約により委託している。

この契約について、場は、令和6年の休開市日の決定に伴って契約変更を行い、清掃作業日数の減とそれに応じた契約金額の減額をすべきところ、場はこれをしておらず、適正でない。

また、このことについて、場は、令和5年10月12日付指示書により、契約上作業を行うこととなっていた開市日が休市日となった3日間の作業を行わない代わりに、開市日のうちの6日間を選んで、清掃強化日として設定し、清掃機械を使わず、人力により清掃することを契約の相手方に指示することで、契約金額に対応した作業量となっているとしている。

しかしながら、仕様書では清掃機械によって行うこととしている作業を、人力により行うべき事情があることが確認できない。

この結果、監査日(令和6年1月12日)現在における契約の状況及び指示書によると、表8のとおり、219万5,124円の不経済支出が発生することとなる。

場は、休閉市日の決定に伴い、変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行われない。

(中央卸売市場)

(表8) 不経済支出額 (監査事務局試算)

(単位：円、日)

区分	一日当たり契約金額		不経済支出額 (C=A×B)
	(A)	(B)	
スウラパー (注1) 清掃	39,476	3	118,428
スインパー (注2) 清掃	49,739	3	149,217
青果部掃き清掃	164,796	3	494,388
水産部掃き清掃	380,583	3	1,141,749
桂橋掃き清掃	15,988	1	15,988
手洗い場及び人靴 用消毒ペット清掃	6,237	3	18,711
人靴用消毒ペット清掃作業	19,029	3	57,087
小計			1,995,568
消費税相当額			199,556
合計			2,195,124

(注1) 清水等を散布してフロッグ等で床を洗浄し、汚水を回収する機械
(注2) フロッグ等でゴミを捕集する機械

イ 警備委託について必要な仕様を定めるとともに休閉市日の変更に伴う契約変更を行うべきものの

豊洲市場は、場内における秩序等を保持し、火災や盗難を予防するため、表6のとおり、警備委託契約を締結し、防災センター業務、巡回業務、各街区正門の管理等を毎日、その他門の管理、市場利用者の動線整理、見学者対応等を閉市日のみ行っている。

この契約について、場は、令和6年の休閉市日の決定に伴って契約変更を行い、警備業務日数の減とそれに応じた契約金額の減額をすべきところ、場はこれをしておらず、適正でない。

また、このことについて、場は、令和5年11月1日付指示書により、休市日である12月17日、20日及び24日に閉市日と同様の警備員を配置しており、契約金額は業務量に対応したものととなっている。

そこで、年末の休市日の警備について見たところ、年末は繁忙期であり多くの事業者が業務を行っていること、令和4年度においても同様の配置をしていることなどから、閉市日と同様の警備員の配置が必要ではないと言えない状況であった。

しかしながら、休市日に本来行わない業務を契約変更により行わせ、委託料を支払うことは、契約によらず支出していることとなり、適正でない。

この結果、監査日(令和6年11月12日)現在の契約及び指示の状況によると、場は、表9のとおり、仕様書の変更によらず631万8,776円に相当する休市日の増加分(3日間)の業務を行わせないとともに、年末の休市日警備分として契約に基づかず421万2,813円を支払っていることとなる。また、年末の休市日警備では見学者対応は必要ないことから、見学者対応分210万5,962円が不経済支出となる。

場は、繁忙期における休市日の警備内容を仕様に基づいて行うよう改めるとともに、休閉市日の変更に伴う警備委託の業務日数の変更について契約変更を行われない。

(中央卸売市場)

(表9) 指示及び休市日変更に係る金額 (監査事務局試算)

(単位：日、円)

区分	業務の概要	休市日増加分		年末警備分		見学者対応分	
		日数	金額	日数	金額	日数	金額
5街区	各門詰所業務 ・動線整理等	3	1,083,123.99	3	1,083,123.99		
6街区	各門詰所業務 ・動線整理等	3	226,613.34			3	226,613.34
7街区	各門詰所業務 ・動線整理等	3	862,028.54	3	862,028.54		
見学者対応等	見学者対応等	3	558,819.99			3	558,819.99
管理施設棟	見学者対応等	3	967,266.98	3	967,266.98		
小計		3	121,506.42			3	121,506.42
管理施設費		3	548,962.46			3	548,962.46
諸経費			4,368,321		2,912,419		1,455,902
計			1,376,021		917,411		458,609
消費税			574,434		382,983		191,451
合計			6,318,776		4,212,813		2,105,962

(支出)

(4) 木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの

北足立市場及び世田谷市場では、市場の環境衛生を確保するため、表10の協定及び「東京都中央卸売市場木製パレット廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱」(平成20年2月28日)に基づいて、市場内で発生する木製パレット(図2)の廃棄物の処理経費のうち共用部分で発生するものの経費として、処理に要した経費の15%に相当する額を負担している。

各場の事業者等が構成する団体(以下「団体」という。)が、それぞれ廃棄物処理業者と契約をし、廃棄物の処理に要した経費について、月ごとに各場を通じて管理部に申請を行い、部が申請内容の確認及び交付決定を行った上で、表11のとおり、各場が負担金を支出している。

部は、「木製パレット廃棄物の処理に対する負担金の交付基準」(平成20年2月28日)の規定に伴って負担金交付申請様式を定め、これに基づき、団体が木製パレットの廃棄物処理でトラック1台当たりの単価によって契約している場合、表12のとおり、トラック1台当たりの単価を重量当たりに換算し処分重量を乗じた額を負担金の対象としている。

そこで、負担額の算定状況を確認したところ、表13のとおり、1台当たり最大積載量の考え方が場や団体によって異なっており、適正でない。

重量換算での算定をするに当たって、木製パレットの1台当たり最大積載量をどのように設定するかは、負担額の算定に当たり大きな影響を及ぼすことから、木製パレットの最大積載量の設定方法を定めるべきである。

部は、木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定められたい。

(中央卸売市場)

(表10) 協定の概要

協定名	締結日
東京都中央卸売市場北足立市場で発生する木製パレット廃棄物処理に関する協定	平成20.3.31
東京都中央卸売市場世田谷市場で発生する木製パレット廃棄物処理に関する協定	平成20.3.31

(図2) 木製パレットのイメージ



(表11) 負担金の交付状況

(単位: kg、円)

区分	処理量 (A)	団体支出額 (B)	重量換算した処理に要する経費	
			(C)	都負担額 (D=C×15%)
北足立市場 受託者A分	3月	3,930	60,500	47,553
	4月	3,910	60,500	47,311
	5月	3,920	60,500	47,432
	6月	3,910	60,500	47,311
	7月	3,930	60,500	47,553
	8月	7,820	121,000	94,622
	9月	19,710	302,500	238,491
	10月	31,250	484,000	378,125
	11月	27,400	423,500	331,540
	小計	105,780	1,633,500	1,279,938
	4月	21,320	297,000	211,068
5月	19,590	247,500	193,941	
6月	13,060	198,000	129,294	
7月	24,900	346,500	246,510	
8月	17,170	247,500	169,983	
小計	22,860	346,500	226,314	
10月	118,900	1,683,000	1,177,110	
11月	6,160	181,500	93,139	
小計	2,210	60,500	33,415	
合計	8,370	242,000	126,554	
合計	233,050	3,558,500	2,583,602	

(表12) 重量換算の方法 (北足立市場受託者A・3月分の例)

契約金額 (円/台) ÷ 1台当たり最大積載量 (kg/台) = 重量当たり算出単価 (円/kg)	60,500 ÷ 5,000 = 12.1
重量当たり算出単価 (円/kg) × 処理量 (kg) = 重量換算した処理に要する経費 (円)	12.1 × 3,930 = 47,553

(表13) 重量換算に係る1台当たり最大積載量について

区分	重量換算に係る1台当たり最大積載量の設定根拠
北足立市場 受託者A分	自動車検査証における積載量が12,100kgであるところ、木製パレットは空荷部分があるため検査証の積載量=木製パレットの最大積載量ではない(重量的にはまだ積めるが荷台に載せきれない)として、過去に口頭で聞き取った5,000kgを最大積載量としている。
北足立市場 受託者B分	車両の積載量を確認できる書類はないが、北足立市場受託者A分と同程度の車両が来ており、最大積載量を5,000kgとしている。
世田谷市場	団体の廃棄物処理契約書で4t車(中型自動車又は準中型自動車)を使用するとしているが、最大積載量を自動車検査証により確認しないまま、重量換算に用いる木製パレットの1台当たり最大積載量を4,000kgとしている。

(注) 部は、各月の負担金算定では1台当たり最大積載量の根拠について確認していない。

建設局

1 指筒事項
(歳出)

(1) 建設事務所における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について

局は、道路・河川・公園・事業地等の維持補修を目的として、事前に設計を行った上で競争入札に付する総価契約の工事では対応が困難な、即時性があり、かつ小規模な工事を対象として、単価契約を建設事務所、公園緑地事務所等において締結している。

この単価契約の工事では、維持補修に必要な工種をあらかじめ定め、工種ごとに単価を契約しておき、維持補修が必要となった場合に、契約相手方に施工等を指示（以下「指示工事」という。）し、その出来高に応じて対価を支払うものである。

そこで、北多摩南部建設事務所及び西部公園緑地事務所で締結した単価契約の工事に係る事務処理について見たところ、次のとおり、適切又は適正でない事例が認められた。

ア 建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について
北多摩南部建設事務所は、管内河川等の維持管理のため、表1のとおり、単価契約を締結している。

(表1) 契約の概要

契約性名	契約期間	発注限度額
河川維持工事その1（単価契約）	令和5.4.1～令和6.3.31	20,000,000

(単位：円)

(イ) 施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの
北多摩南部建設事務所は、管内河川等の維持管理のため、表2のとおり、指示工事を行っている。

ところで、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときには、作業床を設置すること、また、作業床の設置が困難な場合には、墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとしている。

しかしながら、仙川及び石神井川における表2の指示工事において河川への侵入及び転落を防止するために設置されているネットフエンスが老朽化したことから、このフエンスを交換する工事を行っているが、当該工事に係る工事記録写真を確認したところ、作業場所が、河床から2m以上の高さであり、狭隘な施工箇所であるにもかかわらず、受注者は、墜落制止用器具の使用等の必要な措置を講じていない状況が認められた。

所は、施工に当たり必要な安全対策を講じるよう、受注者を適切に指導・監督されたい。

(建設局)

(表2) 指示工事一覧

(単位：円)

指示番号	施工概要	施工河川	指示金額
5	ネットフエンス撤去・新設工		1,099,600
12	ネットフエンス撤去・新設工・仮囲い撤去工	仙川	2,327,939
14	ネットフエンス撤去・新設工		95,457
15	ネットフエンス撤去・新設工	石神井川	2,184,365

(イ) 特殊製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの

北多摩南部建設事務所は、管内河川の維持管理等のため、表3のとおり、指示工事を行っている。

ところで、単価契約の工事においては、維持補修に必要な材料は工事を行う現場の状況や工事内容等に応じて極めて多種にわたる、全ての材料について単価を定めることができないため、河川事業を統括する河川部では、「河川事業に係る単価契約運用の手引き」において、特殊製品組合せ費（注1）を設定し、運用することができる旨を定めている。

特殊製品組合せ費を使用する材料費の積算に当たっては、「積算基準（共通編）材料費の積算」（以下「積算基準」という。）において積算基準の標準単価や建設物価等で単価がない場合、見積りによることができるとされている。

そこで、表1の契約における特殊製品組合せ費に係る積算の仕方について見たところ、表3の指示工事について、積算根拠として見積書が添付されている。しかしながら、これらの見積書は、本来、所が自ら徴取すべきところ、受注者が徴取したものととなっていることから、適正でない。

所は、特殊製品組合せ費に係る積算を適正に行われたい。

(建設局)

(注1) 河川事業に係る単価契約では、多様化する現場条件に迅速に対応するため、単価契約の工種に無い特殊な材料を使用せざるを得ない場合がある。このため、特殊な材料の単価に相当する「特殊製品組合せ費」を設定し、運用することができる。

(表3) 河川維持工事その1（単価契約）における指示工事の概要

(単位：円)

指示番号	施工概要	指示金額	うち特殊製品組合せ費
4	転落防止柵交換	239,840	187,700
6	車止め工（撤去・新設）・ラバーボール取付工	1,108,015	652,500
7	護岸補修・舗装補修工	2,538,647	56,200
8	木製歩道橋補修工	2,951,750	2,279,400
9	伐採・丸太杭補修・撤去・耐久性ネット土の土工	855,800	188,200
11	門扉（撤去・新設工）	1,463,451	557,800

イ 公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適正に行うべきもの

西部公園緑地事務所は、事務所棟及び井の頭恩賜公園内の建築物の給排水衛生設備を常に良好な状態に維持管理するため、表4のとおり、単価契約を締結している。

ところで、局が施行する建築施設の設備工事及び公園施設の機械設備工事の積算は、財務局が別に定める「積算基準（建築工事編）」及びその他の基準類によることとされている。

「積算基準（建築工事編）」によれば、工事価格は、表5のとおり直接工事費に共通費を加えて算定するものと定めている。

そこで、両契約における積算を見たところ、「積算基準（建築工事編）」を適用すべきところ限って「積算基準（土木設備）」を適用して積算を行っていた。「積算基準（土木設備）」では、直接工事費のうち、特定の材料（注1）に係る費用を共通費の計算の対象としていないため、表6のとおり、それぞれ節水形和風大便器（都）取替工を含む4工種における単価の設定において、共通費を一部計上しておらず、その結果、2契約の当該単価の合計で、24万2,100円（監査事務局試算）が過少積算となっていたことが認められた。

所は、単価契約における単価の積算を適正に行われた。

(建設局)

(表4) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	発注限度額
1	井の頭恩賜公園(まか)給排水衛生設備維持工事(単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	9,900,000
2	井の頭恩賜公園(まか)給排水衛生設備維持工事(単価契約) その2	令和5.11.29～令和6.3.31	9,900,000

(単位：円)

(表5) 直接工事費と共通費の関係

工事価格	直接工事費		諸経費(現場管理費＋一般管理費)
	共通費		

(注1) 製作工場等で機能、性能の確認(品質証明等を含む)がなされ調達されるもので、施工現場において加工等が必要としないもの

(表6) 過少積算額の算定

(単位：円)

区分	単価工種名称	単価金額		差額
		正	誤	
井の頭恩賜公園 まか給排水衛生 設備維持工事(単 価契約)	節水形和風大便器(都)取替工	110,000	85,700	/
	和風大便器取替工費	110,000	85,700	
井の頭恩賜公園 まか給排水衛生 設備維持工事(単 価契約) その2	節水形洋風大便器(都)取替工	108,000	79,300	/
	節水形洋風大便器(都)取替工	145,000	101,000	
4工種合計		473,000	351,700	121,300
井の頭恩賜公園 まか給排水衛生 設備維持工事(単 価契約) その2	節水形和風大便器(都)取替工	117,000	93,100	/
	和風大便器取替工費	117,000	93,100	
4工種合計	節水形洋風大便器(都)取替工	113,000	85,000	/
	節水形洋風大便器(都)取替工	152,000	107,000	
4工種合計		499,000	378,200	120,800
総合計				242,100

(歳出)

(2) 著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの

第四建設事務所では、道路の開通を記念した催し等を行わせることを目的として、「開通記念式典等」に係る会場設営業務委託(5四一放35早宮・北町)〔以下「式典等委託」という。〕を、また、西多摩建設事務所では、事業地周辺における希少鳥類調査を行うことにより、生息状況及び繁殖状況等を把握し、事業の施工計画や希少鳥類保護に関する基礎資料を得ることを目的として、「自然環境調査委託(丹三郎工区その8)」〔以下「調査委託」という。〕を、それぞれ表7のとおり締結している。

両所は、式典等委託及び調査委託において、表8のとおり、成果物として式典での投影及び式典・イベント開催時の状況を配信するための動画や猛禽類等に関する調査の報告書等の作成を求めている。

ところで、東京都著作権取扱要綱(平成10年7月10日 10財管総第50号 財務局長決定)第3条では、都は、都以外の者が、都との契約に基づいて作成する著作物について、著作権を取得するものと定められている。

そこで、これらの契約書について見たところ、委託により作成された成果物に係る著作権を都に帰属させることの定めがなかった。このため、都は、これらの成果物を今後、使用、改変等をする場合、著作権に係る制約を受け、自由に利用することができなくなる可能性がある。こうした危険性を回避するためには、著作権に係る定めを仕様書に明記することで、都が委託契約により作成された成果物を自由に使用、改変等ができる状況を確保することが必要である。

両所は、著作権に係る定めを仕様書に明記し、著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結されたい。

(建設局)

(表7) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額	事務所名
1	開通記念式典等に係る会場設置業務委託（5四一放35早宮・北町）	令和5.12.16～令和6.3.15	16,595,700	第四建設事務所
2	自然環境調査委託（丹三郎工区その8）	令和4.12.14～令和5.12.20	7,370,000	西多摩建設事務所

(単位：円)

(表8) 各契約における著作権の都への帰属を明確にすべき成果物

項番	契約件名	成果物
1	開通記念式典等に係る会場設置業務委託（5四一放35早宮・北町）	●式典用動画 ●式典・イベント開催時の動画撮影
2	自然環境調査委託（丹三郎工区その8）	●報告書作成 ●猛禽類調査 ●モニタリング調査 ●自然環境保全計画書の補足・まとめ

(注) およそ標高1,000m以下の平地から低山帯の広葉樹林及び針広混交林に生息するササ科の夏鳥で、ほぼ日本のみで繁殖する。(出典：ミゾメイの保護の進め方 平成28年6月環境省自然環境局野生生物課)

(歳出)

(3) 契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの

江東治水事務所は表9のとおり、水門管理センターの改修工事を締結しており、その際、契約保証金を契約の相手方に納めさせている。

ところで、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。）第40条によると、契約を締結するに当たり、契約相手方が保険会社との間に都を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときなどを除き、都は契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を都に納めさせなければならないとしている。また、本契約の約款第32条によると、契約金額が増減されたときは、これに応じて契約保証金も増減するものと定めていることから、契約金額が増減した場合は、既に納付された契約保証金が未払の契約金額の100分の10以上あるときを除き、契約保証金の追加納付を受ける必要がある。

そこで、本契約を見たところ、所は規則に基づき、当初契約金額の1000分の10に当たる65778,000円の契約保証金の納付を契約相手方から受けていた。また、表10のとおり、契約変更が2回行われており、いずれの場合も、契約金額が増額していることが認められた。

しかしながら、所は、いずれの契約変更においても、契約保証金の追加納付を契約相手方に求めることをせず、契約約款の定めに従い、表10のとおり、合計で56万1200円を追加で納めさせる必要があったが、納付させておらず適正でない。

また、本契約において契約保証金の追加納付を求める必要があるかどうかを、所が、事前に局の契約所管部署である総務部に確認を行ったものの、部は、追加納付をさせるよう指示をしないかった。

所は、契約金額の増額に応じて必要となる契約保証金の追加納付に係る事務処理を適正に行われていた。

部は、各部署の契約保証金の追加納付について適切に指導されたい。

(建設局)

(表9) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額（当初）
水門管理センター改修工事	令和4.9.10～令和5.5.2	65,780,000

(単位：円)

(表10) 契約変更の状況

契約変更回数	契約変更日	変更後の契約金額	契約金額の増加額	追加で納付が必要となる契約保証金額
1	令和5.2.28	69,071,200	3,291,200	329,120
2	令和5.3.17	71,381,200	2,310,000	231,000
合計				560,120

(単位：円)

(その他)

(4) 労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるように適正に記録を保存すべきもの

土木技術支援・人材育成センターは、戸田橋実験場で実施する橋梁床版の耐荷性能試験に当たって床版を設置するためにフォークリフトを所有している。

ところで、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）では、表11のとおり、フォークリフトの定期自主検査（以下「検査」という。）及び検査の記録について定めている。規則第151条の22によれば、事業者は、1月を超えない期間ごとに検査（以下「月次検査」という。）を行わなければならない。ただし、月次検査は、1月を超えて使用しないフォークリフトについては検査が不要であるが、その場合、再び使用を開始する際に改めて当該検査を行わなければならない。そして、この月次検査の記録については、規則第151条の23により、3年間の保存義務が定められている。

そこで、過去3年間のフォークリフトの使用状況及び月次検査の検査記録を確認したところ、所は、令和3年11月11日、令和4年7月26日、同年8月2日、同年8月2日、9日及び令和5年

12月5日に使用しており、所は、その都度必要とされる月次検査を実施したとしているが、その記録をいずれも保存しておらず、その実施が確認できなかった。
 センターは、労働安全衛生規則に基づくとフオークリフトの定期自主検査について、確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存されたい。

（建設局）

（表11）労働安全衛生規則（関連部分抜粋）

<p>（定期自主検査） 第百五十一条の二十二 事業者は、フオークリフトについては、一月を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しないフオークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無 三 ヘッドガード及びバンクレストの異常の有無 四 事業者は、前項ただし書のフオークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。 <p>（定期自主検査の記録） 第百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 検査年月日 二 検査方法 三 検査箇所 四 検査の結果 五 検査を実施した者の氏名 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
--

港 湾 局

1 指摘事項
（歳出）

（1）消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの

東京港湾事務所は、上屋等港湾施設14か所に設置されている消火器（注）606本（加圧式消火器17本、蓄圧式消火器589本）等の消防用設備について、消防法（昭和23年法律第186号）で定められている定期点検、報告書の作成等を行うため、表1のとおり、業務を委託している。
 この点検委託を見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 消火器具等の点検の基準、報告様式は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）等により、表2のとおりに定められている。

本委託の仕様書及び契約書添付資料を見たところ、半年ごとに年2回行う消火器の機器点検の際に実施する内部及び機能に関する点検（以下「機能点検」という。）本数について、仕様書では、1回の点検につき「設置から3年を超える消火器（加圧式）及び5年を超える消火器（蓄圧式）のうち1割について、また、設置から8年を超える消火器（加圧式）のうち2割について、外観点検と併せて機能点検を行う。」と記載している。

しかしながら、契約書に添付されている「内訳書」及び所が管理している「機能点検本数内訳」（以下「内訳書等」という。）では、機能点検の点検本数について、設置から8年を超える加圧式の消火器ではなく、誤って蓄圧式の消火器を別ロットで抽出し、その2割相当の数を点検本数に加えていた。

この結果、表3のとおり、年間で10本過大に機能点検を行っていた。

イ 令和6年1月点検実施分の点検結果報告書を確認したところ、十号ふ頭西上屋（南棟・北棟）の点検票について、消火器ごとの点検状況が記載されている消火器維持台帳では、13本の消火器の欄に機能点検を実施したことが記載されているが、点検票の総括部分には、機能点検の点検本数は4本と記載されており、内容が異なっているにもかかわらず、受託者に修正指示を行わずに完了検査を合格としていた。

所は、消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行われたい。

（港湾局）

（注）消火器は、内部に加圧式ガス容器を内蔵している加圧式消火器と、あらかじめ内部にガスが充填された蓄圧式消火器がある。

(表1) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度港灣施設消火器具等点検委託	令和5.7.11～令和6.2.22	992,200

(表2) 消防庁告示等に定める消火器の点検基準 (抜粋)

① 消防器具の機器点検 (設置状況、表示、外形の点検等) は6月に1回実施する。

② 消火器の内部及び機能に関する点検は、製造年から3年 (蓄圧式の消火器は製造年から5年) を経過したものに実施する。この場合、外形点検において異常が認められなかったものうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器については抜取り方式により点検を行うことができる。

③ ②の抜取り方式による確認試験の作り方は、器種、種別、加圧方式の同一のものを1ロットとすること。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は別ロットとする。

④ ②の確認試験の抜き取り方は、ア 製造年から3年を超える8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超える10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。イ 製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

(表3) 内訳書等に記載すべき消火器の機能点検本数

点検対象本数の考え方	誤		差
	誤	正	
① 製造年から3年を超える8年以下の加圧式消火器及び製造年から5年を超える8年以下の蓄圧式消火器に対し5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検1割の蓄圧式消火器に対し	① 製造年から3年を超える8年以下の加圧式消火器及び製造年から5年を超える10年以下の蓄圧式消火器に対し5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検1割	② 製造年から8年を超える加圧式消火器に対し	2.5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検2割
加圧式・3年経過	6	6	0
蓄圧式・5年経過	23	28 △	5
加圧式・8年経過	10	0	10
計(1回当たり点検本数)	39	34	5
年間点検本数(計×2)	78	68	10

(表4) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度のぞみ橋亀裂補足調査委託	令和5.12.20～令和6.3.15	1,408,000

(2) 橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、表4のとおり、有明西運河に架かるのぞみ橋の亀裂調査を委託している。これは、令和4年度の調査において、橋の床面である鋼床版を支えるウリフという鋼材の亀裂から漏水が確認されたため、その水分の侵入経路として、ウリフ上部の鋼床版に亀裂が生じていないかを調査するものである。

表4の調査において、超音波探傷試験を行ったところ、亀裂は検出されなかったため、令和6年2月に受託者からの協議により、工業用スコープを用いてウリフ内の状況を確認することとなった。この際、過去の調査でウリフの表面に亀裂の進行を防止する目的で設けられた直径20mmの穴(スナップホール)から工業用スコープを通すこととなり、スナップホールを覆っていたカバー材や塗料をいったん剥がすこととなった。

工業用スコープ調査でも鋼床版の亀裂は確認されず調査は終了し、調査報告写真では、スナップホールには再びカバー材がなされ、さび防止のため、防せい処理が施されたことが確認できる。

しかしながら、ウリフは、橋りょうの鋼床版を支える重要な鋼材であり、さびやひびの要因とならないよう適切に穴を塞ぎ、適切な防せい処理を施して復旧する必要があるが、受託者から提出された書類を見たところ、防せい処理を施工する前の協議書にも、防せい処理後の調査報告書にも、カバー材や塗料といった使用材料や施工方法については記載されておらず、所も確認を行っていないことが認められた。

監査日(令和6年4月17日)現在、所が改めて受託者に問い合わせたところ、防せい処理に係る使用材料及び施工方法に問題がないことは確認されたが、表4の契約期間において、所は、防せい処理に係る使用材料及び施工方法について、事前及び事後の確認を行っていないことは適切でない。

所は、橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について、事前及び事後の確認を適切に行われない。

(港灣局)

東京消防庁

1 意見・要望事項

(歳出)

(1) 物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて

東京消防庁の物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて見たところ、総務部契約担当部署に契約締結請求を行う各部署執行課の起工において、契約目途額の算定に当たり市場価格の調査を目的として参考見積書を徴取する場合に、総務部契約担当部署が、参考見積書を徴取する業者を情報提供しており、各部署執行課では、表1のとおり、次のような取扱いが認められた。なお、規定(注)による金額未済のため見積競争による1件を除き、いずれも競争入札により契約の相手方を決定している。

ア 情報提供された1者から参考見積書を徴取している。

イ 1者から参考見積書を徴取した結果、複数者からの参考見積書徴取が必要と考えた場合、現状の取扱いでは、総務部契約担当部署に次の業者の情報提供を求め、参考見積書を徴取していることから、起工・積算までに更に1か月から2か月程度を要している。

ウ 本来、複数者から参考見積書を徴取した方が望ましいと考えるものの、上記イの手順・期間となるため、調達時期・履行期間を考慮すると、その期間を費やすことは困難であることから、結果的に、1者から参考見積書を徴取している。

参考見積書の徴取は、市場価格の調査が目的であるから、複数者から徴取することが可能な場合は、これを行うことにより、よりの確な市場価格の把握が可能となる。

各部署執行課における現状の取扱いでは、複数者から参考見積書の徴取が可能な場合においても1者からの徴取となっている事例が多く、また、参考見積書を複数者から徴取する場合には、1者から徴取後、更に1か月から2か月程度の期間を要することから、物品の調達時期の後ろ倒しや、物品の制作等の履行期間を十分に確保できないなど、調達・履行内容に影響が生じかねない状況となっている。

こうした状況にあつては、同時期に複数の参考見積書を徴取するなど、的確な市場価格の調査を行い、より適切で効率的な起工・積算を行うことが望ましい。

よつて、契約担当部署である総務部は、参考見積書徴取業者の情報提供の仕方を見直すとともに、各部署執行課が、主体的かつ効率的に市場価格を反映した起工・積算が行えるよう、物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて、指導・助言することが望まれる。

(東京消防庁)

(注) 東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2

(表1) 契約の状況(例)

(単位:円)

部署	契約件名	契約期間	契約金額	契約の相手方	参考見積書徴取業者	状況(注)
警防部救助課	ロープ4点の買入れ(集合)	令和5.9.26～令和6.2.29	14,239,830	A	A	ア
	警報器(携帯用)ほか2点の買入れ(集合)	令和5.9.8～令和6.2.29	29,323,250	E	B、C、D	
警防部警防課	防護衣(上衣)ほか5点の検査委託	令和5.6.20～令和6.2.29	1,505,658	H	F、G、H	イ
	放射能測定器6点の買入れ(集合)	令和5.10.14～令和6.3.15	20,204,470	I	I	ア
警防部 特殊災害課	ガス検知器(延長ホース付き)ほか27点の買入れ	令和5.9.27～令和6.3.22	9,998,120	K	J、K	
	カバン(点検整備記録簿用)の買入れ	令和5.7.6～令和5.11.29	1,148,400	L	L	
装備部装備課	クイック9点の買入れ(単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	15,921,950	M	M	
	オイルネーターほか3点の買入れ(単価契約)	令和5.6.1～令和6.3.31	15,785,110	O	N	
	蓄電池5点の買入れ(単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	10,203,270	Q	P	ウ

(注) 本文中のア、イ、ウの状況に相当する。

交 通 局

1 指 摘 事 項

(重点監査事項) (支出)

(1) 適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの

車両電氣部は、地下鉄駅構内の防災用電路設備について、表1の契約により、消防法(昭和23年法律第186号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき点検を委託している。

本点検は、年に2回行われており、点検結果については、受託者が各路線を所管する電氣管理所(4所)へ、消防法及び建築基準法に基づき点検結果として「点検結果報告」並びに消防法に基づき保管する点検結果及び3年に1回消防署へ提出する必要がある「消防用設備等点検結果報告書」を提出している。

そこで、浅草線電氣管理所及び三田線電氣管理所において、これらを確認したところ、以下の問題点が認められた。

ア 消防用設備等点検結果報告書について

「点検結果報告」においては、表2のとおり、複数の誘導灯・非常用照明不良等が報告されたが、「消防用設備等点検結果報告書」では、全ての項目の点検結果が正常として作成されている。このため、消防法に基づき点検である誘導灯の不良箇所について、「消防用設備等点検結果報告書」に、点検不良の内容が記載されていないことは適正でない。

なお、監査後の調査の結果、106駅中18駅が、当該年度の「消防用設備等点検結果報告書」を提出していたことが判明したが、消防署への提出前に不具合箇所の是正は完了していたことを確認した。

イ 各駅への点検結果の共有について

点検結果の関係する各駅への共有状況について確認したところ、「点検結果報告」や不良箇所を示した図面等は、各駅へ共有しておらず、各駅は防災用電路設備の不具合を知り得ない状況となっている。各駅の駅長は、防火管理者として、非常時に備えて駅の防災設備の状況を常に把握しておくべきであることから、部は、点検結果を駅に共有すべきである。

部は、受託者に適正な消防用設備等点検結果報告書を作成させるとともに、点検結果が関係する各駅に共有されるよう各所を指導された。

なお、各報告書の確認を徹底するとともに、関係する各駅に点検結果を共有されたい。

(交通局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	点検対象設備
防災用電路設備点検委託	令和5.4.1～令和6.3.31	10,285,000	非常用照明、誘導灯、非常コンセント、分電盤

(単位：円)

(表2) 令和5年度下期の点検結果

路線名	駅名	誘導灯		非常用照明		その他指摘
		不良台数	0	不良台数	0	
浅草線	西馬込	0	9			
	馬込	0	4			
	中延	0	10			
	戸越	2	0			
	五反田	0	14			
	高輪台	0	7			
	泉岳寺	1	2			
	三田	0	11			
	大門	1	0			
	人形町	0	2			
三田線	東日本橋	0	1			
	御成門	0	1			
	内幸町	0	0	1	1(分電盤扉開閉不良あり)	
	日比谷	0	0	1	1(避難経路障害あり)	
	水道橋	0	2			
	春日	0	23			
	白山	0	22			
	新板橋	0	12			
	板橋区役所前	0	11			
	板橋本町	0	1			
本蓮沼	0	9				
志村三丁目	0	3				
西高島平	0	1				

(注1) 主な不良内容は、常用電源が遮断したときに自動的に非常電源に切り替わらない切替不良及び法令等で定められた点灯時間を満足できない点灯不良により、バッテリーの交換が必要なものである。

(注2) 不良台数については、点検結果報告上の不良台数のうち、バッテリーの交換推奨時期が到来しているが点検日時点で機能上の不良がなかった案件は除いて記載している。

(支出)

(2) 単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの

自動車部は、バス停の移設などの際に道路舗装やガードレール等の道路設備を補修する必要があり、表3のとおり、「バス停留所サーボレール等工事工種別単価請負工事(単価契約)」を締結し、表4のとおり、6か所について補修を指示し、これを受けて行う工事(以下「指示工事」という。)

を実施している。これは、舗装工等の道路補修に必要な工種を定め、工種ごとに単価により契約しておき、補修が必要となった場合には指示書により契約の相手方に補修を指示し、工事完了後に契約の相手方が提出する工事完了届、工種別内訳及び工事写真により出来高を確認し対価を支払うものである。

単価契約工事においては、維持補修に用いる工種を選定し、単価による契約を行うが、維持補修に必要な材料は極めて多種にわたることから、全ての工種について単価を定めることはできない。このため、部は、単価を設定できなかった材料品を用いる場合には、「特殊製品組合せ代価 (A) 1,000円相当」のように金額のみ定めた単価を使用して支払う仕組みとしている。

金額のみ単価として定める特殊製品組合せ代価は、妥当でない材料品や価格であっても支払が行えるものであるから、使用する目的と材料品の指定、価格の決定には十分に留意する必要がある。そこで、類似する単価契約工事により道路補修等を行っている建設局においては、「道路維持関係 (単価契約) 運用の手引き」(建設局道路管理部)を作成し、単価契約工事において、単価の定めのない工種により施工する場合には、積算基準を準用し、積算基準において標準単価を作成している場合は標準単価に、標準単価にない場合には物価資料の単価に、標準単価・物価資料のいずれにもないものについてはカタログまたは見積書によることとしている。

しかしながら、部は、表4のとおり、指示工事№2及び№3において特殊製品組合せ代価を合計23万6,000円使っているが、これらの工事に係る指示書及び工事完了届を見ると、

- ① 指示書及び工事完了届に使用した特殊製品の内容を記載していない
- ② 使用した特殊製品の価格について、価格の根拠及び使用数量、諸経費等具体的な積算を記載していない

③ 特殊製品組合せ代価は本来、材料費のみに適用するもので、作業員の人件費等の労務費は別途歩掛を算出して、「普通作業員1人1日当たり単価」のように労務費に係る工種により支払うべきところ、部が労務費を工種として契約していないことにより、表5のとおり、内訳書に労務費の計上がない

など、特殊製品組合せ代価を使用したことの必要性、価格の妥当性などを確認できない状態となっており、適正でない。

また、このことは、部が、特殊製品組合せ代価を単価契約工事において使用するリスクを看過し、前述の「道路維持関係 (単価契約) 運用の手引き」(建設局道路管理部)のような特殊製品組合せ代価の使用に係る規定を定めていないことによるものであり、適正でない。

部は、単価契約工事において、特殊製品組合せ代価を使用するに当たり、その使用方法等について定めるとともに、使用に当たっての指示及び内容や価格の確認を適正に行われたい。

(交通局)

(表3) 契約の概要

契約件名	契約期間	推定総金額	工種数
バス停留所ガードレール等工事工種別単価積算工事 (単価契約)	令和5.6.23 ～令和6.3.31	15,737,491	230

(単位：円)

(表4) 指示工事の概要

No.	施工場所	指示日	完了日	支払金額	うち特殊製品組合せ代価
1	江戸川区東小松川	令和5.9.1	令和5.11.10	759,246	—
2	中央区銀座	令和5.9.19	令和5.11.30	3,885,909	92,000
3	小平市小川町	令和5.9.25	令和5.12.15	3,709,832	144,000
4	新宿区西早稲田	令和5.11.27	令和6.1.31	1,376,281	—
5	足立区西新井栄町	令和5.12.18	令和6.3.8	410,740	—
6	中央区八重洲	令和6.2.6	令和6.3.22	5,564,000	—
	計			15,706,008	236,000

(単位：円)

(表5) 特殊製品組合せ代価を使用した工事の工種別内訳

(単位：円)

区分	工種番号	工種名	単価	数量	単位	金額	
No.2 中央区銀座	177	現地美測調査	29,000	1	式	29,000	
	180	工事用道路使用手続	23,000	1	式	23,000	
	194	アスファルト舗装	26,900	78.75	m ²	2,118,375	
	213	舗装切断工	1,980	5	m	9,900	
	223	建設廃材処理費	37,300	7.9	m ³	294,670	
	229	交通誘導員 A	79,700	2	人	159,400	
	230	交通誘導員 B	73,300	11	人	806,300	
	171	特殊製品組合せ代価(A)	1,000	2	式	2,000	
	172	特殊製品組合せ代価(B)	10,000	9	式	90,000	
		小計				3,532,645	
		消費税相当額				353,264	
		合計				3,885,909	
	No.3 小平市 小川町	85	視覚障害者誘導ブロック設置工	45,500	0.54	m ²	24,570
		128	街渠撤去工	21,000	7	m	147,000
		130	街渠工	33,500	7	m	234,500
		148	舗装切断工	2,600	2.8	m	7,280
		150	舗装版取り壊し工	14,000	10.89	m ²	152,460
158		建設廃材処理費	43,700	0.43	m ³	18,791	
175		交通誘導員 A	55,700	3	人	167,100	
176		交通誘導員 B	48,500	15	人	727,500	
177		現地美測調査	29,000	2	式	58,000	
179		工事着手完了届手続	28,000	1	式	28,000	
180		工事用道路使用手続	23,000	1	式	23,000	
172		特殊製品組合せ代価(B)	10,000	10	式	100,000	
112		歩道透水性舗装	9,600	12.66	m ²	121,536	
128		街渠撤去工	21,000	11.62	m	244,020	
130		街渠工	33,500	11.62	m	389,270	
148		舗装版切断工	2,600	2.4	m	6,240	
150		舗装版取り壊し工	14,000	18.1	m ²	253,400	
158	建設廃材処理費	43,700	0.72	m ³	31,464		
159	建設廃材処理費	19,600	1.89	m ³	37,044		
175	交通誘導員 A	55,700	2	人	111,400		
176	交通誘導員 B	48,500	8	人	388,000		
177	現地美測調査	29,000	2	式	58,000		
171	特殊製品組合せ代価(A)	1,000	4	式	4,000		
172	特殊製品組合せ代価(B)	10,000	4	式	40,000		
	小計				3,372,575		
	消費税相当額				337,257		
	合計				3,709,832		

(支出)

(3) 石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「規則」という。）では、第3条第1項において「事業者は、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物等について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。」と定められており、同条第5項では、

設計図書等により石綿等の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行わなければならない、としている。

規則第3条第6項では、分析調査は、「適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「分析調査の有資格者」という。）に行わせなければならない。」と定めており、規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）において、講習を受講し、修了審査に合格した者などを限定列挙している。

当該規定は、令和2年の規則改正によって追加され、令和5年10月1日に施行されたものであるため、施行日以降の契約において分析調査を実施する者は、分析調査の有資格者である必要がある。

ところで、志料保線管理所は、三田線構内の補修に備え、補修予定箇所における石綿の有無を明らかにする必要があることから、表6のとおり、分析調査業務を委託している。本件の受託者は、上記のとおり、分析調査の有資格者でなければならない。そこで、業務従事者の資格について見たところ、特記仕様書では、分析調査の有資格であることを示す書面を求めておらず、委託の仕様書として適正でない。

これは、所が、規則改正によって石綿分析調査に必要な資格が定められたことを認識せず、従前の仕様書を使用したことによるものである。なお、受託者は自らの判断で分析調査の有資格者であることを示す書面を提出している。

すなわち、石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成されたい。

(交通局)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
三田線板橋本町駅石綿分析調査業務委託	令和5.12.4～令和6.2.5	990,000

(支出)

(4) 仕様において数量等を適正に定めるべきもの

三田線電氣管理所では、日暮里・舎人ライナーがベンタグラフ（集電装置）の損傷などで、令和5年4月10日から同月13日まで4日間連続して運行に支障が生じた際、表7の契約により、緊急に点検（以下「緊急点検」という。）を実施した。

緊急点検は、当該路線の全区間について令和5年4月13日から同年5月31日まで実施しており、その内容は、異常な揺れ等の有無を確認するための1日2回の添乗点検及び電車線（注1）のたわみを吸収する伸縮継手（注2）等の外観点検並びに指定する伸縮継手の温度測定であった（添乗点検及び指定伸縮継手の温度測定は同年5月12日まで）。

ところで、所は、平常時においては毎週火曜日午前、緊急点検と同一の内容の添乗点検（以下「平常時点検」という。）を行っていることから、緊急点検の委託先も、平常時点検の受託者を特命していた。したがって、火曜日午前については添乗点検を重複して実施する必要がなく、所は、実際に重複していないと説明する。両点検の添乗記録を確認したところ、同日の同一時間帯に同一の点検員により実施されており、重複していなかった。

そこで、緊急点検の仕様の定めを確認したところ、添乗点検のうち火曜日午前については、平常時点検と重複しないよう除外することを明記すべきところ、仕様書上は、火曜日午前の添乗点検が業務に含まれていることが認められた。所が、仕様書に業務の数量を正確に定めまいまま、委託業務を行なったことは適正でない。

所は、契約の仕様において数量等を適正に定められたい。

（交通局）

（注1）日暮里・舎人ライナーは、車面の横に付けられたペンタグラフにより、軌道の側壁に設置されている銅メッキの電車線から電気を取り込み、走行する。

（注2）配管等において、温度変化等による伸び縮みや偏位を吸収するための、部材と部材とを接合する部品

（表7）契約の概要 （単位：円）

契約件名	契約期間	委託内容	契約金額
日暮里・舎人ライナー電車線緊急点検委託	令和5.4.12～令和5.5.31	・伸縮継手点検 ・列車添乗点検（令和5.5.12まで午前午後の1日2回） ・温度測定（令和5.5.12まで午前1か所指定）	6,083,000

（5）支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの
局は、老朽化した浅草線のトンネルの長寿命化について、平成23年度から平成41年度（令和11年度）までの計画で段階的かつ平準化して取り組むとし、建設工務部及び馬込保線管理所（以下「保線管理所」という。）が、漏水箇所の樋の撤去及び止水剤の注入、鉄筋が露出した部分等に対する長寿命化に向けた変状対策工事（以下「長寿命化工事」という。）を実施している。

浅草線は、電車が走行する上部空間に架線を張り、ペンタグラフ（集電装置）により集電する仕組みで、トンネル上部に、長寿命化工事の支障となる電路施設である牌子（注）、架線、支持物等（以下「支障物」という。）が設置されていることから、長寿命化工事を実施するためには、電路施設を所管する車両電気部浅草線電気管理所（以下「電気管理所」という。）が、あらかじめ支障物を移設する必要がある。

そこで、電気管理所における支障物の移設工事が適切に行われているか見たところ、表8の保線管理所からの通知に基づき、表9のとおり、11件の支障物の移設工事が実施されていた。

この状況の背景について、建設工務部に確認したところ、車両電気部に対し、令和5年度の施工範囲については令和4年度予算要求時に示していた。また、保線管理所は電気管理所に対し、令和5年1月26日に移設対象箇所を示して、同年2月6日に現地調査を実施すると通知した。その後、表8のとおり、同一区間ごとに3回に分けて、移設対象の支障物及び移設要望時期を通知した。またその後、電気管理所所管の別件工事に伴い、令和5年8月に浅草線の夜間試運転が実施されることとなったため、夜間作業の調整が生じ、長寿命化工事の工期及び支障物の移設期間も後ろ倒しとなった。

以上の状況から、電気管理所は、令和5年度の移設対象区間を前年度から認識し、また、令和5年2月6日の現地調査についても把握していたことから、支障物の移設工事をある程度まとめて、計画的かつ効率的に、入札により実施することが可能だった。

しかしながら、支障物の移設工事は、全ての案件が事業所長契約（三者見積り合わせによる随意契約）の上限金額である250万円以下の契約となっており、

- ① 全て支障物を撤去し、移設場所に再設置する工事である
 - ② 見積書を徴収したどの業者でも入札による施工が可能である
 - ③ 発注日が近接している、又は同一日となっている
- ことから、分割して発注する合理的理由が認められず適正でない。
- 電気管理所は、複数の案件をまとめて入札にすることで、より公平性・競争性・透明性が確保できることから、入札を想定した計画的な調整を行うべきである。
- 電気管理所は、トンネル長寿命化工事に伴う支障物の移設工事に係る契約を、計画的かつ効率的に行われたい。
- （交通局）

（表8）保線管理所による電気管理所あて通知内容

通知日	移設対象の牌子番号	駅間	移設希望時期
令和5.5.19	浅20・浅24・浅27	浅草～本所吾妻橋	令和5年7月～8月頃
令和5.6.16	橋74・橋28・橋54・橋59	浅草橋～蔵前	令和5年8月～9月頃
令和5.7.14	東58・番号なし（支持金具のみ）（注）・橋1・橋2・東60・東62・東63	東日本橋～浅草橋	令和5年9月～10月頃

（注）支持金具のみの移設対象は直営で撤去

(表9) 支障物の移設工事

(単位：円)

契約件名	移設対象	契約期間	契約金額	受注者
浅草線橋梁補修工事に伴う電車線金物移設工事	浅24	令和5.7.19 ～令和5.8.31	2,277,000	A
浅草線トネル長寿命化工事に伴う支障処理工事	浅20 浅27	令和5.8.16 ～令和5.9.6	1,606,000	B
浅草線浅草橋駅付近懸垂がいし支障処理工事	橋2	令和5.9.1 ～令和5.10.4	2,446,686	A
浅草線東日本橋駅から蔵前駅間北行懸垂がいし等移設工事	橋74 東63	令和5.9.4 ～令和5.9.29	1,698,400	C
浅草線浅草橋駅から蔵前駅南行懸垂がいし等移設工事	橋54 橋59	令和5.9.1 ～令和5.10.4	1,265,000	B
浅草線浅草橋駅付近すい道内構梁補修に伴う支障処理工事	東58	令和5.10.2 ～令和5.11.10	2,322,100	A
浅草線浅草橋駅付近トネル長寿命化に伴う支障処理工事	東62	令和5.10.4 ～令和5.10.31	1,597,200	C
浅草線東日本橋駅から浅草橋駅間南行電車線金物移設工事	東63	令和5.10.18 ～令和5.11.2	1,199,000	B
浅草線東日本橋駅から浅草橋駅間南行がいし金物改修工事	橋1	令和5.11.6 ～令和5.12.8	2,486,000	C
浅草線東日本橋から浅草橋駅間南行電車線路設備改修工事	東60	令和5.12.1 ～令和6.1.12	2,336,400	A
浅草線浅草橋駅付近北行曲引き金物等移設工事	橋2	令和5.12.1 ～令和6.1.12	1,199,000	B

(注) 支持金具のみの移設対象は令和5年3月15日に処理伝票を作成し、同年4月13日に撤去

(支出)

(6) 非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの

車両電気部は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条に基づく点検（注1）（以下「12条点検」という。）について、表10のとおり、馬込車両検修場外5所をまとめて契約し、各場では委託業務の履行確認を行うほか、結果を受けての対応を行っている。

令和5年度の12条点検の結果について見たところ、馬込車両検修場においては、非常用照明（注2）のうち2か所について、受託者から蛍光灯がなかったという指摘を受けた。このうち1か所については、前年度の12条点検においても蛍光灯がなかったという指摘を受けていた。

非常用照明は、法の設置基準に基づき、居室内の人を非常時等に安全に避難させることを目的として設置されていることから、場が2年連続で蛍光灯がなかったと指摘されていたことは適正でない。

場は、非常用照明について、維持管理を適正に行われたい。

(交通局)

(注1) 耐火建築物等としなければならない特殊建築物については、建築物の所有者・管理者に、専門的技術を有する資格者に建築物、防火設備等を定期的に検査させ、その結果を特定行政庁へ報告するよう義務付ける制度である。ただし、都が所有又は管理する建築物については、報告義務はない。

(注2) 非常用照明は法の設置基準に基づき設置し、単独の非常電源回路に接続し、一定の照度及び時間にわたり点灯することが義務付けられている。

(表10) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
車両検修場建築基準法第12条に基づく定期点検委託	令和5.11.20～令和6.3.31	1,034,000

水道局

1 指摘事項
(収入)

(1) 減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの
局では、東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)等に基づき、表1のとおり、水道料金及び下水道料金(以下「料金」という。)の減額措置を行っている。
江東営業所で料金の減額措置の対象としている施設について見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。

ア 局は、街頭又は公園等に設置されて公衆の用に供されている噴水泉池(注1)、街頭便所、公衆水飲栓(以下「公衆用栓」という。)の料金について、当該施設の管理者からの減額申請に基づき、料金の減額を行っている。その際、同一メータを経由して、料金の減額対象施設と対象外施設とに給水するものについては、対象外施設の年間の使用水量が、年間の全使用水量の1割以下のもを除き、原則として減額措置の対象としないこととなっている。

所で、料金の減額措置を行っている公衆用栓について見たところ、減額対象施設が、減額対象外施設である親水用施設(使用水量が1割を超える)と同一メータを経由して給水しているため、減額対象施設とはならない案件が認められた。

しかしながら、所は、当該施設の管理者から申請のあった令和3年4月1日付けで減額申請を許可しており、それ以降、監査日(令和6年1月22日)現在まで、表2のとおり、合計156万5,594円の料金が誤って減額措置されている。

イ 局は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設(以下「福祉施設」という。)に係る水栓について、水道使用者等からの減額申請に基づき、料金の減額措置を行っている。

所で、料金の減額措置を行っている福祉施設について見たところ、監査日(令和6年1月22日)現在も水道使用者の名義は同一であるものの、平成29年4月1日から減額対象となる、社会福祉事業を目的とする施設としては使用されていなかった案件が認められた。

施設の用途等が申請時から変更になった際には、水道使用者等から所へ連絡するよう通知しているが、当該施設は用途変更の連絡がなかったことから、用途変更後5年以上経過しているにもかかわらず、料金の減額措置が継続されていた(平成29年5月分から令和5年12月分までの減額合計2万145円)。

平成29年5月分から平成30年12月分までの誤った減額措置により請求漏れとなっている水道料金については、民法(明治29年法律第89号)が適用されることから民事上の債権として処理することとしているが、下水道料金については、公の債権であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項(注2)に基づき時効により消滅しているため、請求できない状況となっている。

所は、料金の減額制度について改めて周知するなど、減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むとともに、誤って減額した料金を請求されたい。

(水道局)

(注1) 噴水泉池とは、観賞用として造られた施設で、水が噴き出すようにした装置(噴水)と噴き出した水を受ける器(池)が一体となったものを指す。流れ、落水、溜水等の形態をとった施設、又は噴水の形態であるが親水用(水遊び等が可能)としての実態をもった施設については噴水泉池としない。

(注2) 地方自治法第236条第1項
金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使用することができるときから5年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(表1) 料金減額の概要

用途	根拠法令	水道料金	下水道料金
公衆用栓	東京都給水条例第30条第1項及び東京都下水道条例第20条第1項	使用水量に係る従量料金の1/2に110/100を乗じて得た額	1か月当たり8㎡を超える料金の1/2に110/100を乗じて得た額
社会福祉施設		基本料金及び従量料金の合計額に110/100を乗じて得た額の10%	料金の20%

(表2) 誤っている減額期間の状況

(単位: m³, 円)

使用月	使用水量 (全体)	誤っている減額料金		
		水道料金(a)	下水道料金(b)	(a)+(b)
令和3.5~令和3.6	11	1,290	0	1,290
令和3.7~令和3.8	168	19,682	14,212	33,894
令和3.9~令和3.10	11	1,290	0	1,290
令和3.11~令和3.12	3	352	0	352
令和4.1~令和4.2	3	352	0	352
令和4.3~令和4.4	4	469	0	469
令和4.5~令和4.6	410	58,256	44,517	102,773
令和4.7~令和4.8	1,351	250,785	191,978	442,763
令和4.9~令和4.10	355	48,835	37,340	86,175
令和4.11~令和4.12	3	352	0	352
令和5.1~令和5.2	2	235	0	235
令和5.3~令和5.4	3	352	0	352
令和5.5~令和5.6	304	40,476	30,888	71,364
令和5.7~令和5.8	1,984	380,297	299,904	680,201
令和5.9~令和5.10	525	81,785	61,595	143,380
令和5.11~令和5.12	3	352	0	352
合計	5,140	885,160	680,434	1,565,594

(収入)

(2) 汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの

局は、下水道料金徴収業務の委託に関する協定等に基づき、下水道局から、下水道料金の徴収に関する事務の委託を受けていることから、下水道料金を、水道料金と併せて徴収している。東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。)第16条第1項により、水道水による汚水については、水道の使用水量をもって汚水の排出量とみなすことになっている。井戸水などの水道水以外の水を使用している場合は、同条第2項により、使用の実態等を考慮して管理者が認定した使用水量をもって汚水の排出量とみなすこととなっている。また、同条第3項により、認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができることとなっている。このため、井戸水使用者の下水道料金については、井戸水を汲み上げるポンプにポンプが稼働した時間を計測する時間計を設置し、ポンプが稼働した時間数とポンプの時間当たりの揚水量を乗じて汚水排出量とし、下水道料金を算出している。さらに、東京都下水道条例施行規程(昭和37年東京都下水道局管理規程第28号)第29条の5第2項に基づき、公衆浴場営業の用及びそれ以外の用に供した汚水を排除する場合は、「公衆浴場営業の用」と「その他の用」とに区分して汚水排出量を認定することになっている。これは、

公衆浴場営業用途の水道料金及び下水道料金については、東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)等に基づき低廉な料金が設定されていることによるものである。杉並営業所における井戸水使用者の下水道料金の算定について見たところ、コインランドリーを併設する公衆浴場において、表3のとおり、令和5年度算定した月分のうち一部期間について、過大に下水道料金の請求を行い、徴収していた事例が見受けられた。

当該事例においては、図のとおり、2機の時間計を設置し、一つは施設全体の汚水排出量を計測し、もう一つは、コインランドリーの汚水排出量を計測しており、コインランドリーについては、コインランドリーの汚水排出量を計る時間計に基づいて下水道料金を徴収している。このため、公衆浴場については、施設全体の汚水排出量からコインランドリーの排出量を控除すべきところ、これを行わなかったために、公衆浴場に係る汚水排出量を過大に算定したことにより、過大な請求になったものである。

所は、汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行われたい。

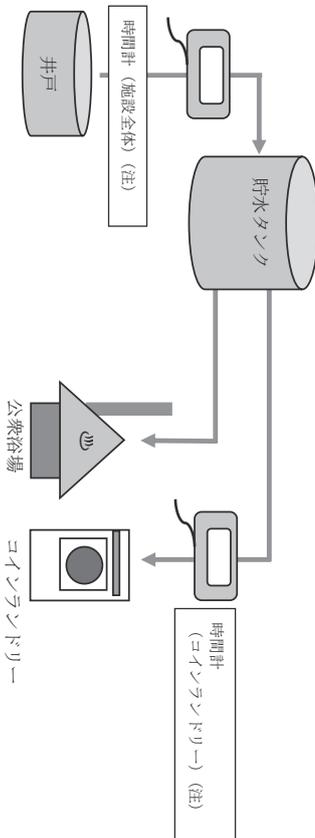
(水道局)

(表3) 下水道料金の正誤表

(単位: 円)

契約者	過大に算定した月分	下水道料金		
		誤	正	過大徴収分
A	令和5.9~令和5.10	60,548	51,691	8,857
	令和5.11~令和5.12	57,499	48,642	8,857
B	令和5.12~令和6.1	31,508	23,377	8,131
合計		149,555	123,710	25,845

(図) 井戸水使用量の計測方法



(注) 汚水排出量は、井戸水使用量と同量とみなして算出している。

下水道局

1 指摘事項
(収入)

(1) 下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの

建築工事等に伴う湧水等の排水に係る下水道料金は下水道局が徴収しており、各下水道事務所は、下水道一時使用に係る下水道料金の徴収事務を行っている。

そこで、中部下水道事務所において、監査日(令和6年1月10日)現在、収入未済となっていた下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理台帳を見たところ、所は、表1の下水道料金について、処理経過欄に記載のとおり、下水道料金の納期限を過ぎても納付していない債務者に対し、電話による催告のみで、督促状を発行して督促を行っていないことが確認された。

下水道料金の督促等については、納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定めた督促状を発行して督促するよう、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例(昭和39年条例第135号、以下「分担金等条例」という。)第2条並びに東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程(昭和55年下水道局管理規程第16号。以下「分担金等規程」という。)第2条で定められている。

また、分担金等条例第3条では、督促をした場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び延滞金額を加算して徴収している。所が、これら納期限後未納付の下水道料金について、分担金等条例及び分担金等規程に基づき督促状を発行していないことは適正でない。

また、本債権は令和6年1月19日に納付済みとなっているが、督促状を発行していなかったため、延滞金2万9,019円(監査事務局試算)を請求することができない状況となっている。所は、下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行われたい。

(下水道局)

(表1) 債権管理台帳の内容

債務者	下水道料金	納期限	処理経過
A	1,448,199円 1,399,244円	令和5.10.27 令和5.11.24	令和5.11.27、12.12、12.28に 電話催告

(支出)

(2) 維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの

施設管理部は、区部の公共下水道普及地域における本管、取付管などの管路施設について、日常的に発生する故障や苦情に迅速に対応するため、表2のとおり「管きよ維持補修工事(複数単価契約)」(以下「維持補修単価契約工事」という。)を締結し、各下水道事務所は、この契約における所管区域の工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。

また、部は、「下水道事務所出張所業務委託」(以下「出張所業務委託」という。)を締結し、区部下水道事業の出張所の業務を委託している。このため、維持補修単価契約工事については、出張所業務委託により定めた「監督補助員」が監督員を補助している。

そこで、維持補修単価契約工事の履行及び履行確認状況を確認するため、東部第一下水道事務所における表3の工事について見たところ、工事記録写真の状況は、次のとおりであった。

この工事は、腐食により固着した人孔(マンホール)の上部(蓋及び枠)の取替えを3か所で実施したものである。

このうち、人孔Aについて、「アンカーボルト設置工 穿孔状況」としてドリルを使用している写真と、「アンカーボルト設置工 打込状況」として開口部周囲にアンカーを打ち込んでいる写真があり、これらは連続して行われる作業であるが、どちらも人孔には安全対策(落下防止装置の設置)が実施されていなかった。

ところで、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条は、事業者に対し、高さ2m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。

公共下水道台帳によると、人孔Aの構造は、内径が60cm、地盤面から底面までの高さが2m63cmである。工事記録写真から確認できるとおり、安全対策を行わず開口したまま作業を実施していることから、転落する危険性があつたことが認められる。

したがって、人孔Aの工事に係る、所における受注者及び監督補助員に対する監督は適切でない。また、危険性のある施工状況を看過していることから、所の履行確認についても適正でない。所は、維持補修単価契約工事における安全対策について、受注者及び監督補助員を適切に監督するとともに、履行確認を適正に行われたい。

(下水道局)

(表2) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
管きよ維持補修工事(複数単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	3,919,787,300

(表3) 管きよ維持補修工事の概要 (単位：円)

工事番号	着手日	完了日	内容	金額
江東出張所維持補第12号	令和5.5.10	令和5.6.15	人孔上部補修 3か所	2,683,470

(支出)

(3) 下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はセリ売りの方法により締結するものとしており、この規定は公営企業局である下水道局にも適用される。また、東京都下水道局契約事務規程(昭和41年下水道局管理規程第33号。以下「規程」という。)第33条では、随意契約によることができる場合の予定価格の上限額が定められており、財産の買入れに当たっては160万円を超えないものと規定されている。

ところで、西部第一下水道事務所では、下水管路施設から発生する臭気を防止する装置として販売されている、雨水枳内の下流取付管口に装着する防臭キャップと、雨水枳蓋下に設置する防臭リッド(注)を購入し、設置することで、下水管路施設の防臭対策を行っている。

そこで、これらの物品の購入状況を確認したところ、表4のとおり、近接した時期に2件の随意契約を締結し、同じ物品を複数購入している事例が認められた。

所によると、夏季は下水管路施設の臭気が増大する時期であるため、これらの装置がより多く必要になると想定し、複数発注を行ったことである。

しかしながら、これら2件の契約を1件にまとめていれば、規程で定める随意契約によることができる予定価格の額(160万円)を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上を図ることができる。

近接した時期にそれぞれ随意契約を締結し、同じ物品を調達していることは適切でない。所は、下水管路施設の防臭装置を適切に購入されたい。

(下水道局)

(注) 雨水枳蓋下に設置する防臭装置、枳の形状に合わせて加工した天板と、流入雨水を排出するための排水部とで構成されている。

(表4) 契約の状況

項番	契約件名	品目内訳	契約金額	契約年月日	納入期限	契約相手方
1	防臭キャップ ほか3点	防臭キャップ(内径200) 30個 防臭キャップ(内径150) 10個 防臭リッド(450×340平固定) 10個 防臭リッド(450×390平固定) 10個	967,450	令和5.7.6	令和5.8.7	B
2	防臭キャップ ほか3点	防臭キャップ(内径200) 40個 防臭キャップ(内径150) 8個 防臭リッド(450×340平固定) 8個 防臭リッド(450×390平固定) 6個	1,004,080	令和5.8.3	令和5.8.31	

(単位：円)

（支出）

（4）灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに発注を適正に行うべきもの
 森ヶ崎水再生センターは、令和5年1月におけるセンター及びセンター管内ポンプ所の非常用発電設備の燃料として使用するため、表5項番1の契約により灯油を購入することとしており、本契約は予定価格が500万円以上であるため、契約に当たっては「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」（昭和41年下水道局管理規程第34号）に基づき、契約所管部門である経理部が契約締結事務を行っている。なお、この契約の手続は灯油供給単価契約の取りまとめ部門である施設管理部を通して行われている。

また、この契約に基づく灯油の納入については、センターが必要の都度、契約受注者に対し、納入日時、場所、数量、方法を指示することとしている。

ところで、センターは、管内の勝島ポンプ所の非常用発電設備の燃料として使用するため、表5項番1の契約期間中に項番2の灯油の購入契約を締結している。

センターが項番2の契約を締結した経緯を確認したところ、次のとおりであった。

- ① 項番1の契約締結後、この灯油供給単価契約の取りまとめ部門である施設管理部が、「落札者決定等通知書」に添えてセンターに送付した「納入業者一覧」に受注者を選んで記載し、センターも「納入業者一覧」と「落札者決定等通知書」を突き合わせておらずこの誤りを把握できなかった。
 - ② センターは、①の「納入業者一覧」に基づき、契約締結していた受注者とは異なる事業者に勝島ポンプ所宛で灯油の納入を発注し、その後令和5年11月22日に誤りを把握して発注取消しを求めたが、既に灯油の配送手配がされていたため取り消せなかった。
 - ③ センターは、②の発注が取り消せなかったため、令和5年11月24日付けで②の発注を受注した事業者と項番2の契約を締結し、同月27日に灯油16kgを勝島ポンプ所に納入させた。
- 部が、契約締結していた受注者とは異なる事業者を「納入業者一覧」でセンターに伝え、センターも「納入業者一覧」と「落札者決定等通知書」を十分に確認しなかったことで灯油を誤発注し、契約締結手続を執らざるを得なくなったことは、事後の契約を行ったこととなり、適正でない。部及びセンターは、灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有されたい。
- （下水道局）

（表5） 灯油の供給契約の概要

項番	契約件名	契約期間	項目・容器	単価 (税込)	数量	金額
1	森ヶ崎水再生センター・管内ポンプ所灯油供給単価契約	令和5.11.1～ 令和5.11.30	灯油 JIS K2203 (1号)ローリー	92,730	予定数量 60kg	推定総金額 5,563,800
2	灯油1点	令和5.11.24～ 令和5.11.30	灯油 JIS K2203 (1号)ローリー	92,730	購入数量 16kg	購入金額 1,483,680

（単位：円）

（財産）

（5） 時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの
 下水道料金は、汚水排出量に基づいて算定され、水道を使用している場合は、水道の使用水量をもって汚水排出量とみなされ、井戸等を使用している場合は（注1）、井戸水等を汲み上げるポンプにポンプが稼働した時間を計測する時間計（動力式井戸用等時間計）を局が設置し、ポンプが稼働した時間数とポンプの時間当たりの揚水量を乗じて汚水排出量を認定している。

この時間計について、経理部は、表6項番1及び項番2のとおり、購入契約及び設置等の施工作業委託契約を締結しており、一定期間使用した時間計については有効期限（注2）を定めて委託契約において取替えもっている。

時間計は部に納品され、部が受託者に払い出した上で、受託者は払い出された時間計を使用して設置及び取替えの施工作業を行っており、使用しなかった時間計は、年度末に受託者から部に返還され、部は、返還された時間計を翌年度に繰り越した上で、翌年度の契約の受託者に再び払い出している。

ところで、部は、令和5年度の年度始めに、表7の「令和4年度から繰越」欄のとおり、令和元年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度に購入した時間計を繰越分として有していた。これらの時間計の払出、使用及び購入状況について見たところ、次の状況が見受けられた。

- ① 局は、有効期限を考慮して、表7の「局」欄のとおり、受託者に対し、先に購入した時間計から払い出しているとしている。
 - しかしながら、部は、受託者の使用状況を踏まえた払出を行っていないため、受託者の手元には先に購入した時間計と後から購入した時間計が混在する状況が生じている。
 - ② 受託者は、表7の「受託者」欄のとおり、払出を受けた時間計のうち、先に購入した時間計があるにもかかわらず、後から購入した時間計を使用している。これは部が、仕様書に、先に購入したのから使用するよう定めていないことによるものである。
 - ③ 部は、契約締結準備から納品までの期間を考慮し、翌年度の使用予定数量を必要数量として当年度の時間計の購入数量を決めているとしている。
- しかしながら、過剰在庫を抱えていることから、表8のとおり、購入した時間計は翌年度には使用されず、翌々年度に繰り越されている。
- 時間計は通年で使用されるものであり、翌年度の使用予定数量を当年度に一括して購入する必要性は必ずしもなく、また、有効期限を踏まえれば、当年度に購入した時間計はなるべく当年度に使用した方が効率的かつ経済的である。加えて、翌年度に使用しなかった時間計についてさらに翌々年度に繰り越す状況となっていることから、今後このようなことにならないためにも、購入・払出・使用の各段階において、個数管理の在り方を見直すことが必要である。
- そのためには、使用状況に応じた先入れ先出しの払出ルールを徹底し、先に購入した時間計から使用するよう仕様書に記載するとともに、購入数量については使用時期に応じて必要数の精査を一層行うことが求められる。

部は、時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行われたい。

(下水道局)

(注1) 動力式井戸（揚水ポンプ付井戸）等を使用している場合。なお、手動式井戸を使用している場合は、世帯人口などから汚水排出量を認定する。

(注2) 購入年度から10年後の年度末

(表6) 契約の概要

(単位：円)

項目	契約件名	契約期間	契約金額・推定総金額
1	動力式井戸用等時間計ほか1点の購入	令和5.9.1～ 令和6.3.22	19,734,000
2	動力式井戸用等時間計の施工等作業委託（複数単価契約）	令和5.4.3～ 令和6.3.29	41,889,540

(表7) 時間計の購入年度別繰越・払出・使用・納品状況（令和5年度（12月現在））（単位：個）

区分	購入年度（有効期限）				
	令和元年度 (R12.3)	令和2年度 (R13.3)	令和3年度 (R14.3)	令和4年度 (R15.3)	令和5年度 (R16.3)
局・受託者	局	受託者	局	受託者	局
令和4年度から繰越(注)	49	-	820	-	350
4月 払出	△ 49	49	△ 820	-	-
4月 使用	-	△ 8	-	△ 18	-
5月 使用	-	△ 24	-	△ 23	-
6月 使用	-	△ 16	-	△ 67	-
7月 払出	-	-	-	△ 320	320
7月 使用	-	-	-	△ 76	△ 6
8月 使用	-	-	-	△ 67	△ 9
9月 使用	-	-	-	△ 69	△ 6
10月 使用	-	-	-	△ 39	△ 21
11月 使用	-	-	-	△ 60	△ 5
12月 使用	-	-	-	△ 33	△ 5
12月 納品	-	-	-	-	-
12月末残	0	1	368	0	268
					350
					(注2)300

(注1) 受託者が使用せずに残った時間計は、年度末に受託者から局へ返還され、局は、翌年度に繰り越した上で翌年度に次の受託者に払出している。

(注2) 令和5年度の購入数は600個であり、残る300個は3月に納品予定である。

(表8) 過去3年間の時間計の繰越・購入・使用状況

(単位：個)

区分	年度別繰越数・購入数・使用数			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度(12月現在)
繰越数及び購入数	繰越 837	繰越 402	繰越 49	繰越 48
使用数	435	353	繰越 820	452
時間計の購入数	繰越 840	繰越 840	繰越 320	繰越 320
令和3年度	購入 320	繰越 320	繰越 350	繰越 350
令和4年度	-	購入 350	繰越 350	繰越 350
令和5年度	-	-	購入 300	繰越 300
合計	1,997	435	1,912	373
				1,839
				552

(注) 各年度とも網掛けの繰越数をもって、当年度の使用数を充足している。

教 育 庁

1 指摘事項、意見・要望事項
(重点監査事項) (その他)

(1) 学校危機管理計画について

各学校では、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条に基づき、学校の実情に応じて災害発生時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっている。

これに基づき、総務部は、庁の危機管理対策を総括する立場から、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル（平成25年3月改訂東京都教育委員会、以下「マニュアル」という。）」を作成し、これを活用して、「学校危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）」を作成するよう各学校を指導している。

また、指導部は、安全教育及び生活指導を行う立場から、都立学校教育部は、各学校の施設・設備の整備及び管理を行う立場から、危機管理計画について各学校の指導を行っている。

庁は、マニュアルにおいて、校長は、地域の実情や学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、生徒等の安全確保の体制、教職員の役割分担、情報連絡体制、教職員の危機管理研修等を定めた計画を作成し、教職員、保護者等に周知徹底することとしている。

そこで、各学校の危機管理計画について確認したところ、次のとおり問題点が認められた。

ア 校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの

庁は、東日本大震災で顕在化した帰宅困難者の発生を防止するために制定された「東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号。以下「帰宅困難者条例」という。）（注）」の趣旨等を踏まえ、平成25年3月にマニュアルを改訂し、帰宅困難者対策として、一斉帰宅抑制により保護者が概ね3日間企業等に留まる場合は、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、校内において保護することを原則としている。

あわせて、校長は、この児童・生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知することとしている。

また、災害時を想定し、緊急メール、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤルやX（旧Twitter）等を使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との双方向の連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておくこととしている。

そこで、各学校の危機管理計画及び保護者への周知状況を見たところ、
① 危機管理計画に、校内保護の原則を定めていない（水元特別支援学校、豊島高等学校、両国高等学校、本所高等学校、臨海青海特別支援学校）

② 校内保護の原則や災害時を想定した複数の情報連絡手段について、保護者へ周知が行われていない（湘江高等学校、豊島高等学校、両国高等学校、本所高等学校）
状況が認められた。

各学校は、災害時に保護者が安心して就業先の企業等に留まることができるよう危機管理計画に児童・生徒の校内保護について定め、平時から校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知されたい。

総務部は指導部及び都立学校教育部と連携し、各学校が適切に危機管理計画を作成し、校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知するように指導されたい。

(注) 大規模災害が発生し、鉄道等の復旧の見通しが無い場合において、帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、「一斉帰宅抑制の推進」、「安否確認の周知」、「一時滞在施設の確保」等を柱として制定したものである
(教育庁)

イ 電気等ライオンラインの安全対策を発生時に速やかに行えるよう準備すべきもの

発生時、ライオンラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒の安全確保のほか、避難して行くことが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。そのため、庁はマニュアルにおいて、一般的な電気・ガス・上水道の安全確認の手順を記載している。また、発生時に速やかに安全対策を行うために、分電盤、ガス緊急遮断弁、止水弁等学校ごとに必要となる配置図を作成し、容易に活用できるように場所に保管、掲示することとしている。

しかしながら、大島高等学校、小石川中等教育学校、水元特別支援学校、一橋高等学校、豊島高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校、本所高等学校、臨海青海特別支援学校及び葛飾言言学校において、学校ごとに必要な配置図の作成や掲示を行っていない等発生後速やかに安全確認を行える状況となっていないことが認められた。

各学校は、配置図を事前に準備、掲示して手順と併せて確認する等、発生時に速やかに安全対策を行えるよう準備されたい。

総務部及び都立学校教育部は、各学校が電気等ライオンラインの安全対策を発生時に速やかに行えるよう指導されたい。
(教育庁)

ウ 教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの

庁はマニュアルにおいて、各学校の校長は、校内研修計画に危機管理に関する研修を定め実施することとしている。

そこで、各学校の危機管理に係る研修の実施状況を確認したところ、湘江高等学校及び豊島高等学校において、研修を行っていない状況が認められた。

<p>特に、危機管理計画に基づく、災害発生時の教職員の役割や初動体制を確認するための研修は、災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、年度当初に実施しておく必要がある。</p> <p>両学校は、教職員の危機管理研修を適切に行われた。</p> <p>総務部及び指導部は、各学校が教職員の危機管理研修を適切に行うよう指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育庁)</p> <p>(意見・要望事項)</p> <p>エ 学校危機管理マニュアルについて</p> <p>庁はマニュアルにおいて、各学校は、地域の実情や学校の特性を踏まえた危機管理計画を作成するとしている。</p> <p>そこで、各学校の危機管理計画が、地域の実情や学校の特性を反映した学校独自の内容になっていないかを見たところ、</p> <p>① 浸水や液状化等被害想定のある地域の学校において、(広域) 避難場所までの避難経路の設定を地域の実情に応じて複数想定する等の危機管理計画となっていない</p> <p>② 浸水が想定されている地域の学校において、地下に備蓄倉庫や受電所等が配置されているにもかかわらず、備蓄品の上階への移動や停電対策等について危機管理計画に定められていない</p> <p>③ 区等の指定緊急避難場所に指定されている学校について、区等が避難場所の管理運営を行う際に、学校が行うべき内容が危機管理計画に定められていない</p> <p>これは、マニュアルが定めている危機管理計画に記載するべき項目には、危機管理の前提となる学校の立地、地域防災計画による被害想定、求められる防災拠点としての役割等地域の実情や、校舎・設備の状況等学校の特性に関する項目がなく、学校が危機管理計画を作成する際に想定するべき各学校のリスク等についての確認がなされていないことが一因と考えられる。</p> <p>学校を取り巻く危機管理上のリスク等は、環境や地域社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たなリスク等に応じて、柔軟に見直していく必要がある。</p> <p>総務部は、指導部、都立学校教育部と連携し、学校の立地や地域防災計画による被害想定等を危機管理計画に記載するべき項目としてマニュアルに定めるとともに、優良な危機管理計画の事例を研修で共有するなど、学校が、地域の実情や学校の特性を踏まえた独自の危機管理計画を作成し、常に見直していくことができるよう継続して指導することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(教育庁)</p>	<p>(重点監査事項) (その他)</p> <p>(2) 災害用備蓄品について</p> <p>都立学校教育部は、地震等非帯災害が発生し、都立学校在籍する児童・生徒等の帰宅が困難になった場合、通学路の安全確認又は保護者等への引渡しができるまでの概ね3日間程度、生徒及び教職員の生命維持に資するため、食糧・飲料水及び毛布等の災害用備蓄品を都立学校に備蓄することを目的とし、「都立学校非常災害用備蓄品取扱要綱(令和3年2月10日改定。以下「備蓄品取扱要綱」という。))」を定めて飲料水や食糧等を配備している。</p> <p>また、フォームの水を飲用に使用するためのろ水器や、停電対策用の非常用発電機等を各学校へ配備している。</p> <p>さらに、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションに指定されている学校については、総務局及び都立学校教育部より必要な災害用備蓄品が配備されている。</p> <p>各学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、食糧・非常用発電機等の災害用備蓄品の一覧表を作成し、定期的に数量や保管場所等を点検する等災害用備蓄品を適切に管理する必要がある。</p> <p>そこで、各学校が管理する災害用備蓄品の管理状況及び都立学校教育部が配備する災害用備蓄品の内容を確認したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>ア 災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの</p> <p>各学校の災害用備蓄品の状況と一覧表を確認したところ、</p> <p>① フォールトイシ、簡易テント、蓄電池、充電器等の備蓄品について一覧表への記載漏れがある(小石川中等教育学校、水元特別支援学校、豊島高等学校、両国高等学校)</p> <p>② 一覧表に消費期限や使用期限、保管場所等の記載漏れがある(水元特別支援学校、豊島高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校)</p> <p>③ カセットボンベの使用期限切れがある(水元特別支援学校、一橋高等学校、豊島高等学校、本所高等学校)</p> <p>④ 保証期限切れの食糧がある(葛飾盲学校)</p> <p>⑤ 非常用発電機の習熟訓練を行っていない(淵江高等学校、豊島高等学校)</p> <p>⑥ 毛布の備蓄数が不足していたが、必要数量の確認を行っていない(小石川中等教育学校)の事例が見受けられた。</p> <p>各学校は、発災時に速やかに対応できるよう災害用備蓄品の管理を適切に行われたい。</p> <p>総務部及び都立学校教育部は、各学校の災害用備蓄品の管理が適切に行われるよう指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育庁)</p>
--	--

イ 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの

都立学校教育部は、非常災害時に特別支援学校の医療的ケアが必要な児童、生徒のため停電時でも医療機器が使用継続できるよう、非常用ポータブル発電機を配備している。また、ブールの水を飲料水として使用するため、都立学校にろ水器及びその燃料となるガソリンを備蓄している。

そこで備蓄機器及び燃料の保管状況を確認したところ、以下のとおり適切でない状況が見受けられた。

① 部は、非常用ポータブル発電機を合計で117台配備しており、配備元である部が当初から定期点検を行っていないため、非常用ポータブル発電機が非常災害時に使用できないおそれがある。

② 部は、ろ水器について、浄化された水を飲料に使用する場合の手順を学校に示しておらず、多くの重点監査対象校で、ろ水器の習熟訓練を行った実績も確認できなかったことから、非常災害時に迅速にブールの水を飲料水として使用することができないおそれがある。

③ ろ水器等の燃料として各学校が備蓄しているガソリンは、消防法（昭和23年法律第186号）で危険物に指定されており、部は、各学校に対してガソリンの保管、使用、補給などの方法等について、平成24年度の文書により通知している。部は、通知の中でガソリンの補給から3年程度を目安に更新することや、補給年月がわかるよう定めている。しかし、部は、この通知を発して以降、各学校に対する指導を行っておらず、各学校において、ガソリンの補給年月が不明であるなどガソリンの適切な更新を確認できない事例が認められた。

部は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検を適切に行うとともに、学校において、燃料の更新等が確実に行われるよう適切に指導されたい。

（教育庁）

（意見・要望事項）

ウ 備蓄品について

内閣府で定めた「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月内閣府（防災担当）」によると、一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方として、水については、1人当たり1日3.0とされ、また特に必要性が高いものの例示として、携帯トイレや衛生用品等が挙げられている。

ところで、備蓄品取扱要綱に基づき生徒・教職員のために備蓄されている備蓄品の内容を見たところ、飲料水については1人当たり1日500mlであり、携帯トイレは備蓄品として定められていなかった。

都立学校教育部は、携帯トイレについては、建物内のトイレを利用することを前提としていることから、各学校に備蓄品としては配備していない。

しかし、非常災害時の想定においては、水道のみならず、下水道等が使用できないことも想定する必要がある。

災害時における飲料水の確保やトイレの不足への対応は重要である。

（教育庁）

（重点監査事項）（歳出）

(3) 非構造部材点検について

都立学校教育部は、近年の大規模な地震災害において、建築物の天井材の落下など非構造部材の被害が発生していることから、各学校の体育館や武道場に係る吊り天井材の落下防止対策工事を計画的に実施しており、令和6年度に全校での対策を完了する予定としている。

部及び学校は、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省平成27年3月改訂）に基づき、部は専門的見地から、学校は日常的に施設を使用する立場から、表1の項目についてそれぞれ非構造部材点検を実施し、文部科学省へ報告することとされている。

部が行う非構造部材点検（以下「非構造部材委託点検」という。）は、東部・中部・西部各学校経営支援センターが毎年行う建築物等定期点検業務委託に3年に1度追加する形で実施している。

各センターは、受託者から各学校へ報告書を送付しており、異常箇所等があった場合には、修繕依頼等の適切な対応を行うよう、説明会において、各学校へ注意喚起を行っている。

学校が行う非構造部材点検（以下「非構造部材目視点検」という。）は、異常を早期に見出すため、内容に応じ、年に1回、もしくは毎学期1回、目視により行っている。

そこで、これらの点検について見たところ、以下の問題点が認められた。

ア 非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの

中部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センターが、委託契約（表2）により実施し、受託者から各学校に送付した非構造部材委託点検の報告書について見たところ、鶴ヶ丘高等学校、あき野学園、羽村特別支援学校及び青梅総合高等学校の校舎や体育館において、天井リフトジョイントや照明器具等の落下防止対策が行われていない、ピアノの固定がされていない等の異常が報告されているにもかかわらず、各学校が修繕依頼等の対応を行っていない状況が確認された。

学校に確認したところ、報告書に図面や異常箇所一覧がない等分りづらく、異常箇所を見落としてしまった事例が多く認められた。

各学校は、報告書で確認された異常に対し速やかに対応されたい。

両センターは、報告書に図面や異常箇所一覧を添付し提出することを定めるなど仕様書の改善を行うことについて検討し、各学校が確実に修繕依頼等の対応を行うよう指導された。
都立学校教育部は、センターと調整し、非構造部材委託点検を適切に実施するとともに各学校による異常箇所への修繕依頼等の対応が適切に行われるよう、各学校を適切に指導された。
い。

(教育庁)

イ 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの

各学校が行う非構造部材目視点検について抽出して確認したところ、

① 転倒防止対策がなされていないロッカーや棚置きテレビ等の異常箇所について見落としがある等適切に点検が実施されていない(湘江高等学校、一橋高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校、花畑学園)

② ロッカーの上に重量物がある、転倒防止対策がなされていない等異常が認められた箇所への対応を行っていない(大島高等学校、小石川中等教育学校、大塚ろう学校、府中けやきの森学園)

等点検又は点検後の対応が適切に実施されていない事例が確認された。

各学校が非構造部材目視点検において異常を見落とししたこと、また、異常を認めたにもかかわらず、重量物の撤去等学校で対応可能な対策を早期に行っていないことは適切でない。

各学校は、非構造部材目視点検を適切に実施するとともに、学校で対応可能な対策を速やかに行われない。

都立学校教育部は、非構造部材目視点検の実施及び異常箇所への対応が適切に行われるよう、各学校を適切に指導された。

(注) 非構造部材とは、柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)など、構造体と区分された部材のことであり、設備機器や家具等を含めることもある。地震等の際には構造体に被害が及ばない場合でも非構造部材には被害が生じる可能性がある。

(教育庁)

(表1) 非構造部材点検の項目

1	天井
2	照明器具
3	窓・ガラス
4	外壁(外装材)
5	内壁(内装材)
6	設備機器
7	テレビなど
8	収納棚など
9	ピアノなど
10	エキスパンジョン・ジョイント
11	プロック塀等

(表2) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	点検対象	契約期間	契約金額
1	都立石神井高等学校外6校 建築物等定期点検業務委託 (中部学校経営支援センター)	(3年毎の点検) 建築物・非構造部材	R5.7.14 ～ R5.12.15	4,323,000
2	都立昭和高等学校外5校 建 築物等定期点検業務委託 (西部学校経営支援センター)	(毎年の点検) 建築設備・防火設備	R5.7.8 ～ R5.12.15	4,928,000

(歳出)

(4) 防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの

東部学校経営支援センター、中部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センターは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づき、管轄する都立学校における建築物等の保全に資するため、表3のとおり、建築物等の定期点検を、委託により実施している。

各センターにおける表3の契約の仕様書によると、成果物として、報告書を印刷物で2部提出(うち対象校分1部は各対象校に直接提出)することとされている。

そこで、対象校への報告書の提出状況について見たところ、履行期限後1か月以上経た翌年度に提出されている状況であった。

各センターは、対象校が報告書を受領したことを確認後、検査を行い合格させるべきところ、対象校が報告書を受領したことを確認しないまま完了の検査を行い合格としていることは適正でない。

また、各センターが対象校の報告書を受領を確認せず、対象校の報告書を受領が遅れたため、防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出る等の問題が生じていることは適切でない。

各センターは、対象校の防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないように、建築基準法第12条に基づく定期点検について、適正に履行確認及び検査を行われない。

(教育庁)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	点検対象	契約期間	契約金額	監査対象校の報告書受領日
1	都立竹早高等学校外12校 建築設備及び防火設備定期点検業務委託 (東部学校経営支援センター)		R5. 10. 11 ～ R6. 2. 29	1, 573, 000	R6. 5. 16
2	都立富士高等学校外11カ所 建築設備及び防火設備点検業務委託 (中部学校経営支援センター)	(毎年の点検) 建築設備・防火設備	R5. 10. 28 ～ R6. 3. 15	1, 342, 000	R6. 4. 23
3	都立野津田高等学校外13校 建築設備及び防火設備点検業務委託 (西部学校経営支援センター)		R5. 10. 28 ～ R6. 3. 15	1, 690, 700	R6. 4. 11

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号(代)

郵便番号
101-0051